

令和元年12月13日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 川 清 高
事 務 局 長 補 佐 高 本 将 行
議 事 管 理 係 長 小 野 原 竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
産	業	江	島	裕	臣
都	市	山	浦	康	則
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和

令和元年12月13日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和元年12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	11 松 尾 勝 利	<p>1. 鹿島市の災害対策について</p> <p>(1) 今年の大雨、台風の被害状況と市の対応</p> <p>(2) 鹿島市地域防災計画について</p> <p>① 国、県の計画見直しに伴う改正内容</p> <p>② 避難情報の発令と避難誘導</p> <p>③ 避難場所と管理運営</p> <p>④ 防災訓練の実施</p> <p>⑤ 自主防災組織、かしま防災サポーターズクラブとの連携</p> <p>⑥ 防災活動への女性の参画</p> <p>2. 6次産業化と特産品作りの取り組みについて</p> <p>(1) 鹿島市産業活性化施設「海道するべ」の運営とその成果</p> <p>(2) これまでの特産品作りのコンセプト</p> <p>(3) 6次産業化の課題と対策</p>
6	1 中 村 日出代	<p>1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による東部中学校改築事業交付金（5,567万円）の返還について</p> <p>(1) 同法第5条（補助金等の交付の申請）について</p> <p>(2) 同法第8条（決定の通知）について</p> <p>(3) 同法第11条（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）について</p> <p>(4) 同法第15条（補助金等の額の確定等）について</p> <p>(5) 同法第17条第1項（決定の取消）について</p> <p>(6) 同法第18条第1項（補助金等の返還）について</p> <p>(7) 同法第19条第1項（加算金及び延滞金）について</p> <p>(8) 同法第29条及び第30条の罰則規定について</p>
7	15 松 田 義 太	<p>1. 鹿島市の地域課題と対策について</p> <p>(1) 鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p> <p>① 今年度は総合戦略の最終年度であり、第1期の検証（PDCA）と第2期総合戦略の策定について</p> <p>② 平成27年度に策定した鹿島市人口ビジョンと比較した現状の人口、出生数について</p> <p>③ 令和2年度は、第6次鹿島市総合計画の最終年度であり、第7次総合計画策定の方向性について</p> <p>(2) 鹿島市消防団の今後の方向性について</p> <p>① 消防団員の確保について</p> <p>② 団員定数について</p> <p>③ 環境整備について</p>

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

おはようございます。11番議員松尾勝利です。通告に従い一般質問を行います。

今回の一般質問は、最初に鹿島市の防災対策について、次に、6次産業化と特産品づくりの取り組みについて質問をいたします。

1点目の防災対策については、昨日、福井議員が質問されましたし、9月議会においても多くの議員から質問がっております。近年、毎年のように全国各地で大規模な災害が多発し、多くのとうとい命が失われていますし、ことしの8月には近くの武雄市や大町町など、身近で浸水被害が発生し、災害に対する対応をどうすればよいのかなど、市民の関心も高くなっています。これまでもいろいろと質問がっておりますが、今回、私は鹿島市に定められている鹿島市地域防災計画をもとに質問をしたいと思います。

この計画は、災害対策基本法に基づいて作成しており、防災に関し、鹿島市や消防署など関係機関がやること、また、市民の役割などを明記しており、災害の予防や災害の応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めてあります。そして、これらを総合的、計画的に進めることで、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を軽減することを目的としてあります。

最初に、これまで東日本大震災や熊本地震などの大きな災害が起こったときなどに、国の防災計画が見直され、それに伴い県の防災計画、鹿島市の防災計画の見直しも行われてきていると思います。最近の計画の見直し、どういうふうになっているのか、まず、伺いたいと思います。

あわせて、ことしの大雨、台風の時期は過ぎたと思いますが、本年の災害状況をどう捉えておられるのか、昨年も7月に豪雨があっていますが、そのときを踏まえて、ことし、対応など修正したことがあるのかについて質問をいたします。

次に、2点目です。6次産業化と特産品づくりの取り組みについてです。

6次産業は、農業や漁業などの第1次産業が食品加工、流通販売にも業務展開している経営形態をあらわすこととして、各地で取り組みが進んでいます。鹿島市でもいち早く取り組み、平成26年に活性化施設「海道するべ」が開設をされました。

また、産業部の中に産業支援課が新たに設けられ、特産品づくりについての体制も整備さ

れてきたと思います。

海道するべの施設は、ほかには余りない施設ですので、ほかの市町の議会から行政視察にもたびたび訪れてもらっております。そういう意味で注目をされている施設であるというふうに思います。ただ、市民の方々に伺うと、まだ行ったことがない、なじみがないとの声も聞きます。これだけの機材が整った施設ですので、もっと関心を持ってもらいたい、利用してもらえればとの思いがあります。

この施設の設置目的に、鹿島市内の農林水産物を初めとするさまざまな地域資源の研究や加工、そして、産業間の連携を通じた新たな地域活力の創造や産業活性化を図るための拠点施設として設置されたと示してあります。開設をしてから5年以上が経過していますが、利用者の状況、人数や具体的な利用目的、それと、開発した特産品はどのような品があるのかを質問いたします。

この後については、一問一答で行います。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まず、御質問1点目の国、県の見直しに伴う鹿島市の地域防災計画の見直しということについてお答えしたいと思います。

この鹿島市地域防災計画は、国の防災基本計画、佐賀県の地域防災計画との整合性をとる必要がありますために、国、県の計画の見直しによって、例年、出水期前に開催している鹿島市防災会議の折に見直しを行って、今回も改正が済んでおります。

今年度の主な改正内容につきましては、大規模災害時における警察、消防、自衛隊など、支援を受ける際の活動拠点の明示、仮設住宅の建設、災害廃棄物の一時集積所等の候補地の記載、また、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定や水防法に基づく洪水浸水想定区域の見直しに伴い、避難所等の指定の見直しを行っております。

また、関連いたしまして、鹿島市のハザードマップの改正も行っておりますが、これは平成22年3月に作成して約10年経過いたしました。ことし3月、佐賀県が行いました土砂災害警戒区域の指定と洪水浸水想定区域の見直しを受けまして、現在、鹿島市でも今年度末の完成を目標に見直しを行っているところでございます。

なお、今度のハザードマップにつきましては、A4判冊子タイプでございまして、使いやすさを優先し、これは来年の春、各御家庭に配布予定でございます。

また、これはパソコンやスマートフォンからも確認できるウェブ版も作成しておりまして、このウェブ版で英語バージョンも作成するようにいたしております。

続きまして、2点目の鹿島市の今回の大雨、台風もございましたが、その状況を捉えてど

う考えているかということでございますが、これにつきましては、武雄市や大町町など、県内中部を中心に被害が出ました8月の佐賀豪雨につきましては、鹿島市でも最大時間雨量が77ミリを記録する大雨となりまして、道路の冠水やのり面崩れなどもあったものの、幸いにして大きな被害はございませんでした。

しかしながら、ことしの大雨は県内中部に甚大な被害をもたらす結果となりましたが、あと少し前線が南に下がっていれば、鹿島市にも大きな被害が出ていたと思われれます。

なお、鹿島市では、9月に接近した台風17号は雨はそれほどでもなかったものの、強風のため、倒木による道路の通行止めや市内でも最大600戸程度の停電が発生いたしております。

これら2つの災害への鹿島市の対応につきましては、災害対策連絡室及び災害対策本部を設置いたしまして、前日、前々日の被害が発生する前から防災情報伝達システムによる屋外スピーカーや各家庭用の屋内放送を活用いたしまして、注意喚起並びに自主避難所の設置などの呼びかけを行っております。

また、倒木や道路冠水等の現場処理並びに停電の復旧に向けた九州電力との連絡調整等、早急につなぐための対応を行ったところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

江島産業支援課長。

○産業支援課長（江島裕臣君）

私のほうからは、鹿島市産業活性化施設「海道しるべ」のこれまでの運営とその成果につきまして答弁をさせていただきます。

産業活性化を図るための拠点施設として、平成26年に開設されました海道しるべでございますが、開設より丸5年が経過し、6年目に突入したところでございます。

施設開設当初より、1点目に地域農業の再生に向けた取り組み、2点目に6次産業化、農商工連携に向けた取り組み、3点目に観光資源として活用する取り組み、これら3点を取り組みの柱として掲げ、現在まで運営してまいりました。

これまでの取り組みと、その成果の一部を御紹介しますと、まず、地域農業の再生に向けた取り組みといたしましては、JA及び生産者で組織されます新規作物研究会と連携し、農業従事者の高齢化でありますとか、女性農業者向けの対策といたしまして、本市に導入可能な新規作物の実証を行ってきたところでございます。品目ごとに2年から3年をかけ、栽培適正や採算性の検証を行っております、現在は主に冬どりタマネギでありますとかワケギなどを中心に研修会を開催し、普及を行っているところでございます。栽培農家も特に能古見とか七浦管内で増加傾向にございまして、今後もこうした活動を展開していく予定でございます。

次に、海道しるべのメインの活動であります6次産業、農商工連携に向けた取り組みで

ざいますが、海道しるべの加工研究室では、鹿島の特産品、特にミカンなどの柑橘類を原料とします商品開発を提案しておりまして、ことしの8月末時点までに79種類の商品が誕生したところでございます。

加工室の利用状況も年々増加傾向にございまして、本年度の稼働率は年間平均74%となっております。特に農作物が充実してきます10月以降は85%の稼働でございまして、予約待ちとなるような状況も見られております。

一方で、利用者の中には商品化目的ではなく、自家消費のための利用にとどまる方というのも多く見受けられますので、今後こうした方々をいかに6次化に導くか、また、夏場の稼働率をいかに向上させるのかといった点が課題でございまして、現在、施設の設備機器を使用してできることでありますとか、これを使ってできた商品の紹介などを年に数回、「海道しるべ通信」というタイトルのチラシをつくりまして、これを利用者の方々に発送しております。

こうした取り組みを通じまして、6次化に取り組む人材の発掘でありますとか、施設利用率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、観光資源として活用する取り組みでございまして、立地上の眺望を生かしまして、農家の方や関係者のみならず、一般の方々にも施設を開放し、活用の充実を図っているところでございます。

具体的には、加工室を利用しました料理教室の開催でありますとか、関係機関と連携したイベントの開催などを行っております。

また、昨年ですけれども、熊本市の旅行会社が企画します体験型日帰りバスツアーの誘致にも成功しておりまして、県外からの利用客も多く見られたところでございます。

こうした取り組みもございまして、来場者数も開館当初の1万2,000人に対しまして、現在は2万5,000人を超える数字となっております、順調な推移を見せているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

それでは、一問一答で質問をいたします。

最初に防災ですけど、今、ことしの災害に対する取り組みについて答弁をいただきました。幸い、鹿島市では大きな被害がなくてよかったなと思いますし、市のそういうふうな対策室の設置なども速やかに順調に行われているというふうに思います。

それでは、ちょっと質問いたします。

先ほど、国、県の見直しに伴う鹿島市の改正ということがありましたが、その中に新しい

ハザードマップ、今つくって、今年度中に配布をする予定だということですが、今回のこのハザードマップの作成、今までより洪水の規模というか、大雨の規模をふやして、千年に一度、そういう規模での想定ハザードマップだと伺っております。具体的に、その千年に一度のレベルに上がったということで、浸水域、あるいは浸水の深さなど、どういうふうになっていくのか、今の段階でわかりますか、質問いたします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

御質問の主な点で、今回、何年に一度を想定した内容かと。これは議員おっしゃるとおり、千年に一度という想定のもとに計画をさせていただくと。これは国も県も、全国自治体もともと50年とか100年と言われていたんですけども、今回は大きな数字で千年ということで、非常に難しい点はございますけれども、自治体挙げて全国を情報共有しながら取り組まなければならないというふうに考えております。

浸水域の想定ということですが、海抜あたりで申しますと、今回、北鹿島あたりが水害に非常に脆弱なエリアということもございますが、この中で北鹿島の体育館ですね、ここがこれまでは災害時の指定緊急避難場所として指定しておりましたが、ここは1カ所だけ、市内33カ所あるんですけども、1カ所だけ除くということで、ちなみにここの海抜が2メートルございますので、ここを下回るエリアは浸水域として、今回、県のハザードマップ、浸水域の計画に基づいて鹿島市も見直しを行うという流れになってくると判断しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今、新しいハザードマップでは、北鹿島の体育館が大雨時には避難所として使えないということですが、このことについては、もう少し後のほうで質問したいと思います。

実は今回の質問をするに当たって（資料を示す）ここに鹿島市地域防災計画、これが市の防災計画の基本を定めたものです。200ページ以上にわたって、いろんなことについて詳細に取り決めがなされております。その内容について、それを参照しながら質問したいというふうに思います。

それから、今回の見直し、土砂災害警戒区域の指定ということで、平成29年度に災害の指定があったのが234カ所、平成30年度が144カ所、そして、平成31年度、令和元年度に新たに150カ所、合わせると528カ所がこの指定になっております。これだけ多くの地区が鹿島市内で指定になったということで、これで本当に調査は全て終わったのか。

また、以前質問をされておりましたが、ここの対策については今後どう考えていかれるのか。緊急性を伴う場所もあると思います。以前の質問では、受益者の負担が伴うので、やはりそこら辺のことを考えてお互いに話をしながらやっていかなければいけないということでしたが、そのことについてはどう考えておられますか、質問いたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査につきましては、平成26年度から28年度にかけて行われまして、平成31年3月19日に最終告知を行いまして、最終、527カ所が指定されております。

また、危険箇所の対策についてですが、土砂災害に対する不安を解消し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、ハード整備を着実に進めていくことが必要と考えております。緊急性、必要性、効果などの観点から総合的に判断いたしまして、優先度の高いところから国や県の支援を受け、整備を行っているところでございます。今後もこの考え方で整備を進めていきたいと思っております。

このため、土砂災害警戒区域等の告示を行う前には、土木事務所及び市都市建設課、総務課の職員で地図や航空写真に危険区域を表示しまして、土砂災害のおそれがある区域を明らかにしまして、住民などに周知をするために、集落ごとに地元説明会を行ってきたところであります。土砂災害警戒区域などの指定を進めるとともに、そのとき、あわせて災害警戒区域内の整備の支援ですとか、土砂災害の危険度が高まった際の情報の提供など、ソフト対策についても説明を行ってまいりました。しかし一方で、災害対策工事などハード整備には多大な時間や費用を要することや受益者負担が伴うことが課題となっております。ただ、施設だけでは全ての災害を防ぐことはできません。住民みずから住んでいる地域の危険性を把握していただきまして、早目早目の避難を心がけていただき、いざというときに速やかに避難行動をとっていただくことが重要と考えております。

いずれにしても、昨今の大規模な土砂災害が発生しているという状況を踏まえまして、土砂災害を抑制するハード対策を着実に推進し、そして、住民の避難行動につながるような効果的なソフト対策に引き続きしっかりと取り組み、市民の安全・安心な暮らしを支えていきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今、527カ所と言われましたが、防災の見直しには528カ所というふうに載っていたんです

けど、そこはお互いのあれでしょうね、わかりました。

ただ、やはりこの土砂災害の危険区域、よその地域の大災害を見てみますと、思わぬところで起きる、そういうことが今までもあっておりますので、やはり行政ができること、地元の当事者と色々な話をしながら整備をして、事前に予防できること、そのところは十分やっていただきたいというふうに思います。

それでは次に、避難の情報の提供、それから、避難誘導についてお伺いをします。

昨年、ことし、大雨、台風の避難発令について、そのタイミングの判断がなかなか難しかったというふうに思います。避難を早目にやったことで災害から逃れることができたという声を聞く一方、こんなに早く水がふえた、思ってもいなかったというような声も聞きます。

鹿島市は避難すべき区域、それから、判断基準を明確にしたマニュアルをつくってやっているとのことですが、避難勧告、避難指示の情報をいつ出すかについては、今まで何回も質問がっております。防災計画の中に豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性と収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域、判断基準を明確にしたマニュアル、計画を整備するものとする。また、定めた基準に基づき、適正な運用を行うとともに、判断基準についても随時見直すものというふうに計画の中に書いてあります。

被害を最小限にとどめるためにも、来年度に向けて災害の種類によって予想する規模、それから、範囲などの情報を出すときには、より地域ごとに細やかに、そして、何より市民にわかりやすいような情報の提供をしてもらいたいと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この避難の情報、誘導を含めてになりますが、これは避難勧告、あるいは避難指示については、避難勧告等の判断、伝達マニュアルがございまして、これをもとに最終的に災害対策本部の部長の市長が判断して発令するという大きな流れになっております。

なお、鹿島市は有明海の潮の満ち引きの影響を多大に受けますので、特に大雨時においては、このマニュアルを機械的に適用するのではなく、基本としながらも、まずは市の職員が市内を巡回して、現場を確認して、そして、外の機関として気象台とか、あるいは佐賀県等との連絡を取り合いながら、さまざまな情報を総合的に見て判断しているところでございます。

避難情報につきましては、議員おっしゃるように、地域や地区ごとなどの、なるべく小さな区域単位で発令するように国からも通知が来ておりますので、気象情報によって変わってくるところでございまして、エリアを分けした防災のスピーカー、あるいは屋内の放送シ

システムがございますので、できるだけ小さな単位でできるような対応をこれまでも心がけておりますし、今後もそのように努めてまいりたいと思います。

また、災害時は早目の避難がまずは重要でございますので、その地域の特性は、まずは住んでいる方が一番御存じだと思いますので、ハザードマップは行政がお配りしますが、これをもとに御自分が住んでいる地域にどんな危険があるのか、あるいは日ごろからこれらを理解していただいて、避難される場合は、御自分の命がまずは大前提ですけれども、御近所等にも声をかけていただいて、一緒に避難をしていただく共助の取り組みもお願いしたいところでございます。

加えて、おひとり暮らしの高齢者の方や障害をお持ちの方、介護認定の方など、避難行動の要支援者の方の名簿を地元の区長さんや民生委員さんにあらかじめ御提供をいたしておりますので、この件については、ことしの8月の豪雨時でも早目の避難の声かけをしていただいて、行政も非常に助かり、今後もそういう取り組みを市と一緒にお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

わかりました。やはり今おっしゃっていましたが、自助、共助、お互いに情報を共有しながら行動するというのが一番大事だというのは、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、その意識をどう持つかということで違ってくるといふふうに思います。意識を持っていると、行動も早目になると思いますが、そここのところの違いが災害に遭うか遭わないかの分かれ目だといふふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、避難路及び避難誘導、このことについてお尋ねをします。

今、避難場所の案内看板といいますが、看板があります。この避難路及び避難誘導についても計画の中に、あらかじめ避難路を指定するとともに標識等を設置し、住民への周知徹底を図るといふふうには書いてあります。市民が安全かつ確実に避難場所に避難できる、また、外国人が見ても一目で意味がわかり、適切な行動ができるように、全国的に標準化された記号が使われているといふふうに思います。この避難路及び避難誘導について、市はどのような対応をとっておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この避難関係の誘導看板等についての内容になりますが、これは各指定緊急避難場所と指

定避難所には、平成29年度になります。鹿島市で案内看板の設置を全て完了しております。そして、避難経路、ここにつきましては、高潮や津波などは内陸のほうへとか、大雨時は高台や建物の上の階などへ、市としては今のところ大きな範囲でしか示せていないというのが現状でございます。

そして、災害や気象条件によっては開設する緊急避難場所は変わってきますが、これは地区ごとや世帯ごとの避難経路につきましては、地形や道路、水路に詳しい、先ほどお答えしましたように、地元の方がまず災害時の対応について共助という意味でお話をさせていただいて、考えていただくことが、まずは最良ではないかというふうに、大規模災害時、あるいは緊急の災害時は行政としては考えております。

そして、鹿島市に対しても、まず、行政の役割の中で、説明会の中に市職員が来て、災害時における避難の考え方、避難路、その他、お悩みの点等があると思いますので、市としてお手伝いできることがあれば、ぜひ御一報くだされば、アドバイスやできる限りのサポートはしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

避難路については、まだ今からということで、わかりました。

ただ、今言ったように、地元の方は避難場所わかるんですが、幹線の道路から離れている場所、そういうところをどうして行ったらいいかわからない。そういうときに避難の誘導についての標識が役に立つというふうに思いますので、やはりこのことも今後、災害を最小限に食いとめるためには必要になってくると思います。ぜひ検討をお願いいたします。

それから次に、避難の場所、それから、その管理運営について伺いたいと思います。

ここからは、自主防災組織との連携も含めて質問をいたしたいと思います。

先ほど指定避難場所、それから、指定緊急避難所の見直しがあったということですが、ちなみに北鹿島の場合、五の宮神社が避難場所として指定をされております。北鹿島の方に伺いますと、今、五の宮神社の宮司さんはそこに常駐しておられません。ほかのところから通ってきておられますし、総代さんもおられない状況です。昨年7月の豪雨のときに、夕方には宮司さんのほうに市のほうから雨が降ったので開設をしてくださいというような要望があったそうです。ただ、本人がわからなかったのも、あけられなかったということで、開設をされておられません。鍵も宮司さんと、その総代さんだけしか持っておられません。

そういう状況でもありますし、もう一つは、五の宮神社、建物自体が大分古いです。トイレも、中のトイレは今のトイレとは全く仕様が違いますし、外に今度新たに地元が水洗式の便所を設置しましたが、雨に濡れて外に行かなければならない状態、そして、バリアフリー

にもしてありません。そういう状況のところを、今まで従来どおり指定をされておりますが、ここら辺の見直しというのは、やはり必要になってくるんじゃないかと思いますが、市としてはどう考えますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員お尋ねの五の宮神社につきましては、全体的な指定避難所等の見直しに関連はいたしますが、この点につきましては、これは指定避難所ではなく、指定緊急避難場所となっておりますので、この場所は災害時に避難生活をする場所という位置づけでなく、あくまでも大雨等による緊急的に一時避難をしていただく場所として捉えていただきたいと思います。

まずは、近くにピオの「かたらい」のような大きな施設や、その体育館などがあるのと違い、五の宮神社自体を緊急避難場所として開設することは、今のところは余りないところでございますが、実際、水害時に近くにいて逃げ場がない場合には、緊急的に高台に上がることができる場所として、裏手のほうに山がありますので、そういう位置づけで認識してもらうために指定しているというふうに捉えていただきたいと思います。

なお、避難場所については、先ほども御答弁いたしましたとおり、市内で33カ所指定しておりますので、この中で順次、災害の規模に応じて地区ごとに場所を開設するようにいたしておりますので、その点につきましては、防災放送無線システムのほうで、地域ごとに特に危険なエリア等を区分してでもお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今答弁いただきましたけど、指定緊急避難場所ですよ。でも、避難するときにトイレも思うように使えない。そういうところに実際本当に避難されるのでしょうか。逆に、五の宮神社に森の公民館があります。あそこは五の宮神社の社務所よりも高い位置にあります。そして、トイレも整っています。そういうことを考えれば、もう少し実態に即した避難場所というのを真剣に考えてもらいたい。今まであったからそのままいいんじゃないかと、時代に即して変わるところがあれば変えていっていいじゃないですか。ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それから、北鹿島体育館の話がありました。今回、ハザードマップが見直されたことによって、大雨時の指定が取り消されたということです。ここは、480人の避難者収容施設となっています。北鹿島では、北鹿島小学校、北鹿島体育館、北鹿島公民館、五の宮、この4

つが指定避難所ですよ。一番大きな、この北鹿島の体育館が使えなくなる。ほかのところは、多分、北鹿島小学校が二百四、五十人だったと思います。北鹿島公民館が五、六十人、そして、五の宮がもっと少ないというふうに思います。半分以上がこの北鹿島体育館に避難するような形をとっておって、そこが使えない。そういう状況ですので、やはりこのことについては、大雨のときに、さっきおっしゃったように、事前に高台に逃げるというのも一つの方法でしょうが、そこら辺のことも少し考えて、この北鹿島体育館が使えなくなったということで、北鹿島の方たちがどういうふうな避難をすればいいのか変わってくると思います。そこら辺のことについてもぜひ考えてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

北鹿島の体育館に特化した部分でお答えしたいと思いますが、まず、先般の武雄市のような大規模な災害、大雨時については、北鹿島体育館は先ほど御答弁いたしましたとおり、浸水想定区域の範疇に入ってきますので、ここはちょっと取り消しを行った経過がございます。特に浸水という点からして、2階以上がないというところで指定緊急避難場所からは除かせていただいたところでございまして、33カ所ある分の、大雨時には32カ所という位置づけといたしております。

大雨時における北鹿島体育館の指定の取り消しに伴って、収容人員の減の分につきましては、北鹿島という低平地の範囲では、近くに相応の大きな公共施設がございませんので、同規模の代替施設をとというのはなかなか難しいところでございます。

それで、先ほど議員から御指摘はありましたが、災害というものは、なるべく想定できる範囲は行政のほうで、台風、あるいは大雨が予想されるときは周知を行いたいと思いますので、できるだけ早目にほかの安全な避難所に避難していただくか、例えば、全国的に堤防の決壊とか緊急的に水が来たというケースもございますので、そういう場合は自宅や隣近所の建物の2階以上があるところに垂直の避難をお願いしたいというふうに考えております。

そして、市内の自主防災組織もございしますが、これは班ごとに緊急的に一時的な避難場所の確保のために、民間施設と覚書を結ばれて、緊急的には公的施設じゃなくて民間の施設でもいいですよというところの結ばれている経過がございますので、北鹿島地区に限った話ではございませんが、このような先進的な取り組みも、市としては御意見をいただいたとおり、見直せるところは見直して、より安全な避難のやり方について、今後も継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

わかりました。今おっしゃったように、民間のそういう施設に避難ができるということであれば、そちらのほうに、やはり遠いところに逃げるといのはなかなか行動としては起こしにくい、近くの施設に行きたいということですので、そういう提携を結ばれて、市民の皆さん方にぜひ提供のほうをお願いしたいと思います。

この北鹿島体育館、今おっしゃったように、標識の表示がありますが、大雨のときの指定が取り消されたということで、その標識が取り消されたことによる看板の変更はされておりますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この北鹿島体育館の看板の表示ですけれども、避難できる種類が5項目ございますが、その中の大雨がこれまでは避難が大丈夫というふうになっておりました。これは今回の見直しに伴って避難場所の取り消しの前に設置した分でございますので、今回の見直しを受けて、暫定的でございますが、避難場所としては除いているということで、表示の変更を行っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今答弁いただきました。これ、見直しは多分5月の防災会議のときにされたと思います。実は、10月二十七、八日ごろ、体育館に見に行きました。そのときはまだ変更がなかったんですよ。もう大雨過ぎています。先日、見に行ったら、上にバツと張ってありました。ことしの大雨時、地区の振興会長さんに聞きました、知っていましたかと。知りませんでした。やはり公の皆さん方がやること、自助、共助も大事ですよ。でも、そういうことも大事なところをやっていない。そこはもう少し緊張感を持ってやってもらわないと、北鹿島、誰も知りませんでした。そこに逃げていっていいものだと、多分、市のほうは、そこは指定避難所取り消しですので、大雨のときに行っても、市の職員は誰も来られませんよね。そういう状況ですので、やはりここは緊張感を持ってやってもらわないと困ると思います。よろしくお願いたします。

それから、防災訓練についてちょっと伺いたいと思います。

防災訓練、これは一応、各地区の自主防災組織を主体にやってもらうのが一番効果的かな

というふうに思います。その時点でお尋ねをしましたら、市内それぞれの地区に自主防災組織がありますが、活動内容の中で、この防災訓練を行ったというのは、あるところはありません。ただ、全体的に見ると、この防災訓練というのは今行われていないところが多いです。事前にこういう訓練をやっておかないと、その住民の意識も高まりませんし、いざというときの行動がやはり戸惑ってしまう、そういうこともあろうかと思えます。

この防災訓練についても、計画の中にちゃんと明記をしてありますので、このことについても、もう少し前向きに市のほうから呼びかけをしてやってもらう、そのことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

防災訓練をもととして、自主防災組織との関連性まで含めてお答えしたいと思いますが、以前、鹿島市主催でも防災訓練を行ってきたことが何回かございましたが、そういった場合、どうしてもその当時は自然災害、大規模災害が少なかったということもございまして、参加者は動員的に区長さんなど、区の役員の方々がメインとなるが多かったところでございます。

また、低平地とか山間地などの地区によって想定する被害、避難の仕方も変わってくるところでございまして。

災害時、特に避難につきましては、全国の被災地の前例のケースでも見受けられるように、御近所での助け合い、共助の部分が大きく力を発揮するということを確認がとれておりますので、避難訓練もそれを見据えて、鹿島市として今後も対応していかなければならないというふうには考えております。

これらのことから、避難訓練については、各地区や自主防災組織、今御質問があった内容で、できる範囲で、まずはさまざまな課題が出てくるとは思いますが、そういったところをクリアすることを繰り返しながら地域の防災力を高めていきたいと、いかなければならないというふうには考えております。

鹿島市としても、当然に地元の方々の要請にも応じて説明会、あるいは防災訓練等のサポートは行っていきたいと思えますし、せんだって御紹介までに気象庁から今回の災害を受けての話し合いと、あと、今後の方向性について少し話をさせていただいた中で、气象台としてもいろいろなケースをもとに、地元からの要請等があれば防災訓練等に参加をしていきたいというふうなお言葉もいただいておりますので、一体となった取り組みで今後は防災訓練等に努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

わかりました。やはりこの訓練の大事さというのは、皆さんもそうですし、これをやることによって、先ほど申しましたように意識が高まってくると思いますので、ぜひ来年度に向けて、具体的にこういうふうなやり方をするということを市のほうでも考えていただきたいというふうに思います。

それでは、自主防災、それから、かしま防災サポーターズクラブとの連携ということで少し質問をさせていただきます。

自主防災については、今述べましたが、自主防災、それぞれの地区で結成されております。構成員は、先ほど話があったように、区長さん、そして、役員さんたちが主なんですよ。そういう方たちで構成されておりますし、ただ、この区長さん、役員さんについても、任期があります。2年ごとで多分かわっていかれると思います。再任されるということもありましょうが、やはりその区の役員さんで統一の意識を持って、かわられれば、また新しくそれを引き継がなければいけない。

そういうことで、この防災訓練と一緒に、やはり定期的に、例えば、地区の総会、そういうところに話しに行って、その地域の実情に合ったことはこういうことですよ、避難はこうしたらいいですよというようなことも、市役所がやるのかどこがやるのかわかりませんが、そういう研修会等を行って、この地域はこういう災害のときにはこういう行動をしたらいいです、ここに逃げましょうと、そういうふうな全体的な意識合わせが必要だと思いますので、このことについても防災訓練と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

それから、かしま防災サポーターズクラブ、結成されて2年になります。先日、北鹿島のほうで研修会がありました。市長も議長もおいでいただいて開催をされましたが、その内容の中で、日本赤十字社の災害現場での体験に基づいた話をされました。その中で、やはり一番大事なのは事前から自助、自分がちゃんと身を守る、その次に、お互いの近所で助け合う共助、それがほとんどだと、発災直後はそういうふうなことで皆さん方考えてくださいということで、やはり自分たちが被災地へ災害支援に行かれた、そういう経験をもとに話をされましたので、ぜひこのことについても、民間で立ち上げられた団体です。ただ、そういうノウハウは現場に行ったらたくさん学んできていただいております。だから、市のほうともそういう災害ボランティア、結成されて2年になりますが、いろんな意見交換、そういうこともぜひしていただきたいというふうに思います。

実は、その研修会の折に、そのかしま防災サポーターズクラブのメンバーから用紙をもらいました。それは、鹿島市に尋ねたいことという内容でした。避難があったときに出たいろんな災害廃棄物はどこが集積場所になっていますかとか、いろんなことをその中には書いて

ありましたが、そういうこともお互い連携をしておけば、災害が起きたときにスムーズな行動ができる、そういうふうに思いますので、今言ったように、ぜひそういうことも頭に置いて、かしま防災サポーターズクラブのメンバーとも意見交換会を行っていただければというふうに思います。

それから、今回、防災活動への女性の参画ということで質問いたします。

この防災計画の中に、避難所の運営における女性の参画推進をするとともに、男女のニーズの違いと男女双方の視点等に配慮すると記載をしてあります。やはり避難所生活、そういうのが大事だということを常日ごろからおっしゃっていますし、物干し場とか更衣室、授乳室、こういうのはどういうふうに設置をすればいいのかというのは、女性目線で意見をもらうというのも大事だと思います。

今、この防災会議のメンバーには、市の職員の中で市民部長の橋村さんが入ってもらっております。ただ、全体的にはこの女性の参画というのがほとんどありません。この会議に入れるようになるのか。また、地区の自主防災組織の中にも、どうしても区の役員さんというのは今のところ男性が多いですね。そういうことで、女性目線の意見も取り入れるということで、女性の参画をぜひ市のほうからも促していただきたいと思いますが、このことについてはどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

鹿島市の防災会議のメンバーに、女性の意見をもっと取り入れるために委員をふやしていただけないかというような趣旨だと思います。

鹿島市の防災会議のメンバーというのは、鹿島市の防災会議条例に基づいて構成しております。その防災会議のメンバーとしましては、佐賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者、それから、佐賀県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者、市長がその部内の職員のうちから指名する者、この中に市民部長が入っております。教育長とか消防団長、それから、指定の公共機関、それから、市内の公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者というふうになっておりまして、この組織の性格上、会議の構成としましては、組織の代表になる方とか、それとかあと、知識、経験、専門性を有する者から委員を選ぶとかありますけれども、どうしてもこの防災会議につきましては、組織の代表ということで、権限を有する方になってしまっていて、県のほうでは土木事務所の所長とか、農林事務所の所長とか、そういった方をお願いして、結局は男性の方になってしまっていますが、議員おっしゃるように、今、災害に関しましては、避難とか避難所の運営、それから、救助、医療、それから、福祉サービスの面とか、そういった面で女性の意見もどうしても重要になろうかと思えます。

それで、鹿島市の公共的な機関の中に女性の意見を反映できるような団体がありますので、

そういったところで女性の委員に参画していただいて、今後そういった方の意見を反映できるような形で検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今、前向きな意見をいただきましたので、ぜひそういうことで女性の皆さん方の意見を吸い上げるという形をとっていただきたいと思います。

今回、防災について今まで質問してきました。話の中で申しましたとおり、やはり自分の身は自分で守る自助、それから、近所で助け合う共助、市の皆さん方がやっただく公助、この3つが合わさってできるというふうに思います。

私も実は鹿島市民で自主防災組織のメンバーになります。多分、皆さん方も市の職員ですけど、地域に帰れば自主防災組織のメンバーになるというふうに思います。だから、皆さん方も同じメンバーの一員という、そういう意識で自主防災組織、地域がどうあるのか考えて、ぜひ地域のそういう組織とも密接な話し合いを持っていただきたい、それがお互いに地域の防災に対して意識が高まって行って、いい結果につながっていくと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

産業活性化施設「海道しるべ」の運営とその効果ということで御答弁をいただきました。もう5年が過ぎ、6年目に入ってきたということで、稼働率については74%、多いときには85%の稼働率があるということで、確かに使っていると思います。その利用者の内容を聞いてみますと、農産物を乾燥したり、粉碎したり、そういうのがかなり多いという資料もいただきました。確かにそれもそれとして大事ですが、やはり特産品をつくる、どうして特産品をつくっていくのかという目的をはっきりして、6次産業化を何でやるのかということをちゃんと明確に持ってやっていかないと、ただ利用する、せっかくあれだけの施設ですよ。そのところを市民の皆さん方にわかっていただいて使用してもらおう、そのことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この海道しるべ、非常に見晴らしがいいところにあります。あそこの施設の目的は、特産品をつくるということと、あそこの場所は中山間地にあります。中山間地の活性化の拠点施設、そういうふうな捉え方も必要だと思います。あそこら辺の人たちが、あそこを施設の拠点として中山間地の農業を活性化していく。そういうふうな意味合いも私は持ってもらいたい。ぜひそのことをお願ひしたいと思います。

それで、2点目に、これまでの特産品づくりのコンセプト、基本的な考え方、どうやってこられたのか。産業支援課ももう5年ぐらいになります。四、五年なっけてきます。海道しるべ

も5年から6年、今までいろんなことに取り組んでこられて、先ほど79品種ぐらいの商品の開発ができたということですけど、当初、産業支援課のほうで新規農産物を、パンフレットを持って案内されたりとか、当時、市のほうでいろんな商品開発をされましたよね。大豆のマヨネーズの「SoiSoi」とか、化粧品の『Quinpanka（キンパンカ）』とか、当時、そういう市のやっこられた、それがちょっと今、農産品にしても、そのパンフレットで紹介されたものが、今、鹿島にほとんど全くと言っていいほど出回っていません。

そこら辺で、当時の特産品づくりの基本的な考え方、どういうふうにしてもらえたのか、まず、そこを伺いたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島産業支援課長。

○産業支援課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

当時、議員おっしゃられましたように、市のほうで商品開発等、取り組んだ経緯がございます。当時の考え方、コンセプトといたしましては、もちろん新たな特産品になるように、そういう商品をつくろうという思いもあったと思いますけれども、ほかにも6次化に取り組んでもらうためのきっかけづくりでありますとか、鹿島を全国の人に知ってもらうための商品、鹿島らしさを打ち出す商品ですね。例えば、囲碁とか酒蔵通りなんかから連想されます白黒のイメージとか、そういったイメージを持たせた商品として開発されたものと考えております。

また、体にも健康にもいいものということで、原料にも高オレイン酸大豆でありますとか、黒ニンニク等を使った、非常に原料にもこだわったものであったと記憶しております。

結果的には、この原料が安定的に供給されないでありますとか、賞味期限等々の問題で、平成27年をもって生産を終了しておりますけれども、コンセプトとしてはそういうものであったというふうに理解をいたしております。

また、新規の農作物にも取り組んでまいりまして、平成26年が14品種に取り組んでまいりまして、そこから試験を重ねまして、ずっと絞り込みをかけてきたところでございます。翌年が8品種、その後が5品種とか、年を重ねるごとに絞り込みをかけてまいりてきております。

そうした中で、当時は新規作物を広く展開していくという思いがあったわけなんですけど、2年前でしたけれども、JAが集落座談会というのを毎年開催されております。市内の全集落を回られるわけなんですけど、そこに私たちも同行して全集落回ったところでございます。

そこで、多くの農家さんから出された意見というのが、夏場の閑散期の収入源となるようなもの、そういうものをやってくれないかというような意見もいただきましたので、そうした意見をもとに、夏場で比較的高齢者の方、また、女性でも扱えるようなものというところ

に焦点を当てて、J Aと一緒に実証を行ってきたという経過でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

当初の商品開発のコンセプトということで伺いましたが、私はいいところもいっぱいあったと思います。それは何でかということ、その大豆マヨネーズ、今、給食のアレルギーなんかがあっておりますし、そういうことに対しては、給食の卵アレルギー対策、そういうのにも役に立つかなと。ただ、大豆の種類が特定の大豆ということで、なかなか手に入らなかったと。だけん、私が考えるのは、この6次産業化とか特産品づくり、最終目的はどこにあるのかということを考えてやらなければいけない、そういうふうに私は思います。

6次産業化の課題、そのことについては産業支援課としてはどういう考え方をお持ちですか。

○議長（角田一美君）

江島産業支援課長。

○産業支援課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

6次産業化の課題といたしましては、まずは商品を開発して、その後、販売を行うということで、新たな投資が必要となってまいります。こうしたリスクを負うわけなんですけど、これを行うに際しては、国とか県の補助制度を利用しながらも、片方ではたくさんの自己資金も投入されております。これを商品の製造、また、販売によって回収しなければならない、そういうことに対する不安が1つあるかと。

もう一つの課題といたしましては、農業生産の傍ら、販路開拓であるとか、その後の取引拡大といった商談なんかも、生産者みずからが行っていただくということになりますので、こうした流通販売に関します知識の習得とかスキル等を身につける必要もございまして、生産者の方にとっては、これまでになかった負担を負うということになりますので、このような面を解消して支援していくことが今後の課題、テーマではなかろうかというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今、課題について述べていただきました。やはり最終目的は6次産業化をして、その1次生産者が商品をつくって収入につながる、所得向上をするというのが、この6次産業化の最終目的ではないかと思っております。そこまで持っていくのは、確かになかなかハードルは高いで

す。ただ、鹿島市でも、個人で梅をつくられて、個人で加工をして、販売もそれぞれの産直に持っていかれたり、佐賀の玉屋まで持って行って置かれているというようなケースもあります。佐賀の農商工連携の応援基金助成事業で、七浦れもんジュレとか、青みかんの肝油ゼリー、そして、佐賀の鹿島のこだわり豆腐、いろんな商品も実際にできてきています。

だから、産業支援課、そして、活性化施設「海道しるべ」、やっていただくのは、物をつくるんじゃないで、どういうニーズがあって、それに対して素材がどうであるのか。決して、要らない2級品じゃなくて、本物の品物でいいんですよ、ちゃんとした付加価値をつけてやれば。そして、最終目的は、そういう経営の安定が立っていくことで、若い後継者、魅力を持たれます。そういうことにつながっていく。そういうことが私はこの6次産業化、皆さん方の産業支援課、それから、活性化施設「海道しるべ」の目的にしてほしい。ただ、物をつくって販売をする、そのことが目的じゃなくて、最終的にはやはりそれで経営が立っていくようにする。そして、ああ、これはよかね、鹿島においてこういうこともやったら経営もよかですよというような、最終的には若い後継者が鹿島の1次産業に魅力を持つ、そういうことにこの活性化施設「海道しるべ」を使っていたきたい。

先ほど申しましたけど、ここはやはりああいいう見晴らしのいいところにあります。あそこは中山間地の中核の場所ですよ、道路からも近いです。そういう意味で、あそこの施設が中山間地の皆さん方よりどころ、拠点となるような施設にしていかなければいけないと思います。市民から、なじみがないと。そうじゃないんですよ。なじんでもらわんばいかん。そのために皆さん方が努力をしてあそこの施設を有効に活用する、そのことが私は大事だというふうに思います。

今回、防災、それから、特産品づくりについて質問いたしました。やはり当事者、防災については市民、特産品づくりについては1次生産者、そこが動くのが一番大事です。ただ、行政がそれをどうバックアップしていくのか、そのことが問われているというふうに思います。皆さん方もぜひ緊張感を持ってこのことに当たっていただく、そのことをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で11番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

こんにちは。1番議員の中村日出代です。ことしも残すところわずかとなってきました。市民の皆様におかれましては、令和2年を健康で元気にお迎えになりますように。

それでは、表題に入ります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による東部中学校改築事業交付金55,670千円の返還についてです。この表題は表現をやわらかにしています。正確には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反により、東部中学校改築事業交付金55,670千円を返還しなければならないが正確な表題です。要するに、法律違反により交付金を返還しなければならないということです。新聞の掲載では、会計検査院に不当と指摘され、交付金の返還を求められていますとの記事でした。会計検査院が交付金の返還を求めているのかと思っ
ていましたが、しかし考えてみますと、会計検査院は会計検査をして、正しくない交付金の指摘をするだけの機関です。返還を求めるのは、あくまでも交付金を交付した総務省です。

そこで、何も状況がわかりませんから、市に情報公開を求めました。公開された文書の中に、この地域の元気臨時交付金制度が書いてある文章がありました。今回、違法とされた交付金は2件あります。平成25年度の地域の元気臨時交付金、平成26年度のがんばる地域交付金。元気臨時交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と元気臨時交付金交付要綱等に定めるところによるとあります。この法律と要綱に基づいて交付金の申請を行うということですね。

この法律がどんな内容かをここで御紹介いたします。

第1の目的、この法律は、補助金等の交付の申請、適正等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とします。要するに、不正な申請、不正な使用をしたら法律違反ですとしています。

第3条には、予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるのであることに特に留意し、予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。補助金は国民から徴収された税金で貴重な財源である。正しく公正に使ってくださいと規定されています。会計検査院が検査した結果、交付金の申請が正しくなかった。よって、交付金が正しく使われていないと指摘されました。この時点でこの法律に違反したと認められるわけです。

東部中学校改築事業の何が違法かわからないと思いますから説明いたします。

総務省のホームページに会計検査院が指摘した鹿島市の補助金不当の事例が掲載されていますから御紹介します。総務省のホームページに掲載されているということですから不名誉なことですね。事例として紹介されています。

事例、鹿島市は、平成25年、平成26年度に、地方単独事業として、東部中学校改築事業等

を事業費計137,381,935円で実施したとして、佐賀県に実績報告書を提出し、総務省から計114,600千円の交付を受けていた。そして、同市は、上記の事業費に、平成25年9月から平成26年12月までの間の中学校仮校舎の賃借料計67,294,500円を含めていた。

しかし、上記の賃借料は、元気臨時交付金制度要綱において元気交付金の交付対象とされている「建設地方債の発行対象経費であるもの」などに該当しないものであった。

したがって、前記の賃借料67,294,500円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金計55,678千円が過大に交付されていたと結論づけました。

つまり、この建設地方債というのは、建設となっているように、何かを建てなければいけないわけですね。この仮校舎というのはリースで、最初から建っているものですから、そこに交付金は使われないということで指摘を受けています。

法律に違反して、55,670千円も国に返すようなことになりました。このお金は市民の税金です。

この後、市長がこの件について、11月13日の定例記者会見でこのことについてお話をなさっております。これは鹿島市のホームページのユーチューブに記者会見が載ってしまして、それを見て、私、全部文章にしました。この文章は、総務部長に間違いはないということで確認していただいております。

この市長の定例記者会見を読みたいと思います。

残念だったこと。5年前の東部中学校の改築の助成につきまして、国から助成金総額350,000千円頂戴している。そのうちリースに使われた56,000千円ほどを返還するようにとのお話がございます。これは地域がんばる交付金の一部でリース料ということで、残念だったなと思っています。理由が幾つかあります。1つには仮設校舎をつくるためのリース料なんです。私どもは当初からそういう基金を使うことを予定してまして、そのとおりに使った。予定されなかったものに使ったり、端的に言えば誰かがポケットに入れたりとかは全然なかった。使い方に間違いはなかった。交付自体が当初からおかしかった。手続もちゃんと国、県に申請書類を出している。途中でチェックも受けている。その中の一部が交付されるところが適当でなかったと数年後に言われても打つ手がない。申請するときに言ってもらえればこんな問題はなかった。目的外に使用したわけでもないし、水増しをしたとかのことではなかった。金額はそのとおりでだから誰も疑問を持たなかった。最後に会計検査院からこれはおかしいと言われても立つ瀬がない。結論から言えば、スタートから見解の相違があった。当然ルールですから、ルールに従って返還していかなければいけない。こんなことが二度とあってはいかんと私は思っている。国全体としてこういうことがあったら、地方の元気がなくなるということではないかと思っています。

記者からの質問。国に対しての申し入れはしないのか。そこまでやるかという話なので、トータルで私どもは所管しておりませんので、それは今後いろんな形で別の場で議論される

のではないか。この交付金は、御承知のとおり、初めて出て、すぐに適用されて交付された交付金で、実は聞いている限りではうちだけではないですね。いろんなところでこの交付金をめぐってなかなかスムーズにはいかなかったと聞いていますから、議論がなされるのではないかと考えています。何か拳を振り上げて、おかしかったと言って申し込むということまで考えておりません。私どもに言われてみれば、しっかり何といたしますか、文書を端から端まで虫眼鏡で見るように見ておけばこんなことにこっちはならなかったかもしれないですね。

記者から責任の所在について。僕は少しずつのそういう行き違いが重なったのではないかと考えています。というのは、ある程度制度はでき上がって安定すれば、そんなに見解の相違は出てこないですね。春できて、夏にすぐに説明会があって、すぐに申請したということですから、それはつくったほうも、かなりおつくりになるときに短時間でおつくりになったと思います、制度をですね。間には県も入っておられますが、熟知していたかということではなかった。それぞれのところでちゃんとかみ合えばよかったのかなと考えておまして、誰かが責任を負うとか負わないとかいうレベルとはちょっと違うのではないかと考えています。

記者から。とはいえ、公金が使われているわけですので、責任は。それはあるかもしれませんがですね。ただ、私たちのまちから言うと、もともとこの金は市の金でつくろうかと思っていた部分なんです。いろいろ予算上もしてまして、そこにありがたいことに、こういう交付金できたから使わないのという一種の呼びかけみたいのがあったものですから、それなら、こんな弱小自治体ですから、自分の金を使うより、いただけるものがあると思って、まあ、応じたということです。最終的には当初の想定したとおり、結局、自分たちの金でつくるといことになりまして、どこかに欠損が出たということではないですね。最終的には一種のペナルティーではございませんですねという市長の定例記者会見での見解でした。

そこで質問です。

最初の質問は、平成29年12月8日から会計検査院の検査が始まりました。この検査のときに、仮校舎は実際に建っていたのか建っていなかったのか。そのときの検査院の仮校舎についての質問について答弁をお願いします。

関連質問の中でこの条例についての質問をします。そしてまた、その中で市長に対しても質問したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

平成29年12月8日、会計検査、実地検査があったときに仮設校舎が建っていたのかどうかという御質問だったと思います。

その時点では事業は既に完了いたしまして、仮設校舎はございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

そのときには会計検査院から仮校舎の質問はなかったんですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

実地検査の際に、この仮設校舎についてはリース契約ですかという質問がございました。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

検査しようと思っても、そこに物がなければ検査しようがないと思いますけど、それはそういうふうな理解はなかったんですか。会計検査院が検査しようとしても、そこに物がなかったら検査できないでしょう。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

実地検査においては書類検査になっておりまして、書類検査でございました。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

会計検査院から仮校舎についての質問があったときに、どういうふうにお答えになったんでしょうか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

仮設校舎についてはリースというふうな回答をいたしましたということは先ほど申しあげました。

また、一体的なものとして認識しておりましたということでお答えをいたしております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

会計検査院はどういうふうな答えやったんですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

関係法令等、また、所管省である総務省のほうにも確認をいたしますということでございました。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは、その後に追加調査と継続審議がありますね。その追加調査の内容と継続審査の内容を答弁してください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

実地検査の際には具体的な指摘等はございませんで、議員がおっしゃいますように、検査終了後、総務省の見解を求めておられます。

継続審査の内容は、主に該当性の有無等についてでございました。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

ちょっと早口でわかりません。もう一度いいですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事に申し上げます。答弁は、ゆっくりはつきりわかりやすいように答弁をお願いします。再度答弁を求められております。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

失礼いたしました。

総務省のほうに、この事業の該当性について照会をするというふうな継続審査の内容でご

ざいます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

ことしの2月4日に会計検査院から検査報告を受理していると資料にありましたけれども、その内容は私がさっき読んだ総務省のホームページの内容と一緒にですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

総務省のホームページに載ってございました内容は一緒でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

次に、返還についての質問です。

担当課からは自主返納という見解がありました。市長の11月の定例記者会見で、「最終的には当初の想定したとおり、結局、自分たちの金でつくるといことになりまして」との見解を述べておられます。返納する財源はどこに確保されているんですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

本件につきましては、平成25年度から平成26年度、2カ年にかけての改築事業でございます。それ以前の平成24年度におきます当該改築事業における計画段階からこの仮設校舎につきましては単独事業といたしておりまして、その財源といたしましては、公共施設建設基金のほうを財源として、もともと予算化して事業を進めていたところでございます。

今回、会計検査院の指摘で返還というふうなことになります。その返還財源としては、もともと予定をしてございました当該基金のほうからということで考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは考えているだけで、現在まだ予算化されていないわけでしょう。予算化されているわけですか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今聞いておまして、双方で前提が少し違っておったような気がしますので、多分、中村議員は、私が記者会見のときに申し上げた当初の設計したときの財源がまずあって、ここで補助金をもらうようになったから、端的に言えば、ああ、よかったねという話で、でも、やっぱり終わったら、そのうちの一部を返さないで。その財源はどこにもともと予定していたのかという質問ではないかと思いました。それでいいでしょう。

今から先の話は、今回の、何といいますか、演告でもお話ししましたように、3月までに決めないといけないんです。そのことを今言おうとしていたので、それはまた先の話ですから。

前提をお話ししますと、時系列にお話ししたほうがわかりやすいと思いますから。

まず最初は、東部中学校が老朽化しまして、改築せんといかんねという話になりました。担当者は当然うちの職員ですけれども、何を考えていたかということ、多額の費用が要るねという話、それから、用地もどこにつくるかという話になるわけですよ、土地も。子供たちの学びの場ですから、余り長くかかったら、下手したら全然自分の学校の校舎に通わん生徒が出てくるかもしれん、3年も4年もかかったら。そんなことをずっと考えまして、結局、同じ場所で建てかえようという結論になって、今の工事の話になっていったわけなんです。

議員は浜のことは詳しいですから、東部中がどういう状況で立地しているかというのは御承知だと思いますけれども、真ん中に松岡神社の参道が通っていてというところで、現地改築ということになったと思います。

そこで、当初は文部科学省からいただく補助金と市の負担でつくるという前提で設計をしておったんです。予算もそのとおり予定をして作業が進んでおりました。そこへ、元気を出しなさいという交付金が出てきたわけですよ。そこで、なるべく市の負担を減らしたいなと思って、これをお願いしたという経過がございます。

そういう意味で、当初の設定のとおり、結果的に50,000千円分を除いてなくなってしまったと。ひょっとしてまた後ほどお話しすることになるかもしれませんが、実は交付金220,000千円頂戴をいたしております。そのうち、検査院から指摘を受けて50,000千円程度をお返しますと、こういうふうになったわけでございます。したがって、この後、その50,000千円の手当てをどうするか。これは演告でもお話ししましたように、3月までに結論を出さないといけないのではないか、こういうことになっている。そういうことでございます。前提としてそのところは御理解をいただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

うまく説明していただきましたけれども、返納するというのは最近の話で、その前の話をしているわけじゃなくて、担当課からは自主返納するというお話があったんですよ。それで、その財源はどこにありますかと聞きました。それはそれでいいです。

自主返納ということをよくお話しされていますけれども、この法律と要綱のどの条文にそれが書いてあるかを教えてください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

どこにその規定があるのかということでございます。補助金等の適正化に関する法律、いわゆる適正化法については、不正な使用等の防止並びに交付金等の交付の決定の適正化が主な2つの目的としてございます。私どもとして所定の手続を踏みながら、県の審査等を経て額の決定を受けたところでございます。

そこで、その根拠規定というところでございますが、事業を完了し、額の決定があつて、その後、会計検査、実地検査がございまして、所要の指摘がなされたところでございますが、会計検査院法の第29条第3号というのがございまして、そこで会計検査で検査を指摘した場合においては、第34条におきまして、会計経理について意見を表示し、是正改善の措置をさせるというふうになっております。

そして、この方法につきましては、所管省庁、つまり本件でいいますと、総務省が指摘に係る返還額を債権として管理し、金銭を返還させる是正措置によるものというふうにされているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

要するに、自主返納の規定はなかったということでしょう。川原参事、自主返納の規定はなかったということでしょう。ちょっと待ってください。会計検査院の是正措置というのは、財務の改善措置のことを言っているわけでしょう。今あなたがいろいろ言われたのは、その後のことを言っているわけですね。これから先の命令があつたり、そういうことですね。それはわかりました。

市長は11月の定例記者会見で、「当然ルールですから、ルールに従って返還していかなければいけない」ということで述べておられます。これは市長にお伺いします。これは総務省からの返還命令が来たら、それに従うということですね。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

端的に言えば、今、どういう話にこの後なっていくかというのは、正式に何も通知はまだ来ていないんですよ。だから、こうします、ああしますというのは、さっき言いましたように、これからの話ということですね。

ルールというのは、会計検査院はきちっと、ここがおかしいよと各省に言って、返還命令をかけなさいと、これは恐らく我々の対象にならないと思っております。もしそうだったとすれば、これは後でまたお話があるのかもしれませんが、ペナルティーですよ。だから、加算金とか利子を取られるんですよ。それは恐らくないものと思っております。ということは、そうじゃなくて、我々と総務省の間でどういうやりとりをして、どういう文書を出してお返しするか。いただいたものをお返しするというわけです。我々が不正に取ってきたとかいう話じゃありませんからね。そこのところはルールに従ってといいますが、総務省と我々の間できちっと相談した手続に従ってお返しをするということになるでしょうということですね。ルールに沿ってというのはそういう意味です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

ルールに沿ってということは、決定の通知がなかったら交付はないわけでしょう。決定の通知があったということは、総務省が決定通知をしたということは、決定通知を取り消さんばいかなんですよ。取り消さんやったら返されんです。決定の通知を取り消さんやったら、ずっとこれが生きていくわけでしょう、交付金の効果が。ということは、取り消しの通知もなく返せる話ではないと思いますけれども、それはどうですか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

いや、全くそのとおりなんです。今どういう手続で、いつまでに何するかというのは何も——だから、今お話をしているということなんです。だから、幾ら返しなさい、何日までにしなさいという通知、利子をつけるとかつけないとか、今のところ何も来ていないということなんです。その部分は全くおっしゃるとおりです。したがって、今のところは決まっていなさいといえれば決まっていなさい。そういうことですね。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

午前中に市長のほうから、総務省とお話をしているということでしたけれども、総務省とお話をするといっても、不当であったものを不当でないというようなお話しはできないと思いますけれども、今現在どういうふうなお話をされているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

正確に言いますと、話というよりも、どういう手続があるかという確認ですね。内容については、それこそ会計検査院がちゃんと判断をしておられますので、今後いつ何が起きるかということをお話してもらっているということだと理解してください。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、決定の取り消しがあって返還命令があるという手続上のことを言っておられるわけでしょう。（「そうそう」と呼ぶ者あり）わかりました。

次に、仮校舎の入札についての質問です。

公文書の開示でいただいた仮校舎のリースの入札結果について質問します。

入札成績表の入札結果で、最高入札額が121,800千円、落札が64,090千円。今回の仮校舎は、生徒たちの安全面を考えると余りにも価格差のある入札でした。60,000千円の仮校舎よりも、120,000千円の仮校舎のほうがどう考えても使う材料も強度も、一番大事な安全性、安心性が全然違います。つくりもしっかりしているはずですが、

生徒たちの安全を第一に考えるべき仮校舎の入札を、最低制限価格ゼロで厳しい価格競争をさせる入札をしたのが理解できません。なぜ仮校舎の入札を最低制限価格ゼロにしたのか、その経緯と決定過程を答弁してください。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

鹿島市の入札の制度につきましては、最低制限価格を設けている入札は建設工事のみといたしております。今回の東部中学校仮設校舎の賃貸借リース契約については、最低制限価格

を設けずに入札を行ったものであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

制度はそうでしょうけど、子供たちの安全面を考えると、120,000千円の建物と60,000千円の建物とは全然違うんじゃないですか。それは使う材料、強度とか全然違うし、何でそういうふうな入札制度にしたのか。子供たちの安全を考えれば、最低入札価格と予定価格の余り価格差のないところであるのが当然じゃないですか。そこはどうですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

入札時には仕様書をお示しし、それに応じた物件と申しますか、仮設校舎の建設を担保していただくということで入札に応じていただいたものであります。監督員を決め、その校舎自体が安全に中学生が授業を受けられる環境であるということを担保しながら、この仮設リースを行ったところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今の話では最低入札価格があるような話じゃないですか。なしと書いてあるわけでしょう。今のお話では最低入札価格はあるようなお話でしょう。いや、今のお話では。答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

仕様書というものは、どういったものをどこにどういう形で作ってくださいますかというような指示をいたすものでございます。仮設校舎の概要なり、十分に安全が担保できるものというようなことで仕様書を作成し、入札を行ったものでございます。最低制限価格は設けておりません。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

最低制限価格なしで、安全性をどうして担保できるんですか。極端に言えば、ゼロでも落ちるわけでしょう。過去にそういうことがあったですよ、ゼロで入札で落ちたというのですね。

ここに実際、なしと書いてあります。どうやって最低制限価格なしで安全性が担保できるか、もう一度お願いします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

最低制限価格がなくて安全性が担保できるかということでございます。この仮設につきましては、先ほど申しましたように、監督員を設け、仕様書に適合したものができているかどうかという確認をし、それを検査し、できているという判断をしたものでございます。最低制限価格につきましては、先ほど申しましたように、建設工事のみの設定をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

ほかの仕様書を見ても、ほかの事業でも最低入札価格がわかるから率も出てくるわけでしょう、入札率とか。ゼロにして、そして、仕様書云々と言われますけど、仕様書には仕様書の価格があるわけでしょう。なしということ自体がこれはおかしいと思います。それはそれでいいです。

それで、この入札成績表には予算額が黒塗り、予定額が黒塗り、落札率が黒塗り、入札比較書が黒塗り、公表すべきところはみんな黒塗りですけど、これは公表しなくてもいいんですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

予定価格等の公表につきましては、鹿島市建設工事等の入札及び契約に関する事項の公表要領により公表をいたしているところでございます。これにつきましては、建設工事及び建設関連業務の公表を鹿島市ではいたしております。

今回、予定価格、落札率等の公表につきましては、情報公開条例に基づき公表をいたした

文書の中でございまして、この建設工事等の入札等の公表要領に基づくものではなく、予定価格等については、同種の入札等がある場合、予定価格が類推されるということから、公表をしていないものでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは成果書とあるですね。あれには載せないわけですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

主要事業の成果説明書のことかと思えます。（「落札率が載っとうじやなかですか、成果書に」と呼ぶ者あり）主要事業の成果説明書の5,000千円以上の契約につきましては、予定価格の記載はいたしておりません。落札率の記載をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この入札結果もそれには載っているということですか、この入札も。ここでは落札率が黒塗りですけど、これでも載っているわけですね、成果書に。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えします。

記載をいたしております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

そしたら、そこには落札率も書いてあるわけですね、そこには落札率も。私がもらったこれには落札率は書いてなかですね、黒塗り。ここはどういうふうな違いですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

主要事業の成果説明書につきましては、契約金額5,000千円以上の事業一覧ということで記載をし、契約金額の下に落札率ということで記載をいたしております。これにつきましては、この記載事項等、従前より落札率を記載いたしておりましたので、これについても記載をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

私がいただいたものには黒塗りです。成果書には書いていたということですね。よく理解できませんけれど。

この入札というのは建設工事じゃないということですから、物品ということでしょう。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

物件の借り入れということになります。（「物品ということやろう」と呼ぶ者あり）借り入れの契約ということになります。物件の借り入れ。（「いや、項目的に。建設工事、それから物品とか……」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

中村議員に申し上げます。挙手されて、指名された後に質問をお願いします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

物品ということでよかですね。まあ、わかりました。よかです。

次は、適正化法違反について質問します。

建設地方債の認識について答弁してください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

建設地方債の認識ということでございます。建設地方債につきましては、議員がおっしゃいましたように、公共施設、または公用の施設の建設事業費の財源とする場合などがその対象となります。本件で申し上げますと、単独事業として行う学校教育施設等の整備事業であるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

私は仮校舎のことを聞いているわけで、この建設地方債の対象にはならないということでしょう、リースの仮校舎は。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

先ほども申しあげました建設地方債の発行対象経費に仮設校舎は該当するというふうに認識をいたしておりました。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

仮設校舎は該当すると認識していたということですが、この仮校舎入札は4月ですよね。県のほうから1月から5月にかけて、1月25日に資料送付、交付金説明会を1月30日、3月29日、5月21日と、交付対象は施設の建設事業を対象とすると何回も連絡があっています。それを理解できなかったということですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

制度の制定、または要綱等の連絡がっております。先ほど申しあげました仮設校舎につきましては、該当するというふうにその時点で思っておりましたし、そういうことで考えておりました。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

仮設校舎が該当すると思っていた要綱、規定、どこにありますか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

地方財政法等におきまして、先ほど申し上げましたように、公共施設の大規模な単独事業等においては建設地方債の対象になると書いてございます。そういうふうに書いてございませぬから、こちらのほうは該当すると判断をいたしましたものであります。

以上です。（「済みません、もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

建設地方債につきましては、先ほど申し上げましたとおり、単独事業として行う学校施設等の整備事業などに対しまして、その発行対象になるというふうに規定をされております。本件につきましても、仮設校舎につきましては改築事業と一体のものであるというふうなことから、その判断をいたしましたものであります。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは校舎が一体としてという話ですよ。今度は仮設校舎を出して単独事業にしているわけでしょう。単独事業の場合は入らないとこの要綱に書いてあるじゃないですか。それはどうですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

建設地方債の発行対象経費ということでこの建設事業がございまして、特に明記をされておられません。ということで、建設事業、つまり仮設校舎もこの発行対象経費に該当するというふうに判断をしたものであります。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

いろいろ言われていますけど、結局、会計検査院からはそれは該当しないと言われたことでしょう。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

会計検査院の指摘では、この賃貸借については建設地方債の発行対象経費に該当されないと史料されるというふうな指摘を受けております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それは解釈の違いというよりも、単独事業ではそういうのはできないですよと規定してあるんですから、それはできないに決まっていますよね。

さらにわからないのが、次のがんばる地域交付金でもまた申請をしとっです。その前でもわかっていたと思いますけど、何でまた次のがんばる地域交付金でも申請をしたのか、そこを教えてください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

本件につきましては、2カ年度の事業で地域の元気臨時交付金及び平成26年度にがんばる地域交付金ということでございます。議員がおっしゃいましたように、2年度目も同様の申請を行ったところではあります。適正化法に定めてありますように、交付申請から実績報告等を所管省庁及び佐賀県のほうに送付いたしまして、佐賀県の額の確定通知を受けたものですから、本市はその対象に該当するものとして、次年度も同様の申請を行ったものであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

そこが一番大事なところで、わかっている申請をしたというなら悪質ですよ。法律であります偽りになります。だから、そこは守っておられるんだと思いますけど、ここはそれでいいと思います。

この法律を説明いたします。条文を私言っていましたので。

法律の第1条の目的と第3条の予算の執行については今まで説明しました。

第5条の補助金等の交付の申請も説明しました。

第8条の決定の通知は決定の通知として。

次、第11条の補助事業等の遂行等とあります。「補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の内容、またはこれに附した条件その他法令またはこれに基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。」

質問です。この条項に「善良な管理者」とありますが、市長でよろしいですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

第11条の「善良な管理者の注意をもって」というところで、管理者とは誰のことを指すのかという御質問だというふうに思います。これにつきましては市長ではございません。この善良な管理者の管理者というのは、誰が管理者ということではなくて、いわゆる善管注意と言われるものでございます。善良な管理者の注意を略して、総称といいますか、善管注意と言われます。もともと多くの法律に規定をされておまして、一般的、または客観的な標準に基づく注意を意味するものでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

そしたら、罰則規定があるですね。今の話だと、誰も罰則規定には当たらないということでしょう。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

適正化法第29条及び第30条に罰則の規定がございます。そこであるのが、ほかの用途に使用した場合、または返還命令等が発出をされた場合というふうになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

第29条、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、融通を受けた者は、5年以下の懲役もしくは1,000千円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

第30条、第11条に、補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件で補助事業を行わなければならない。この条項に違反すれば、3年以下の懲役もしくは500千円以下の罰金とありますけれども、今のお話では誰も該当しないということですね。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

条文の話だけしておきましょう。善良なる管理者の注意というのは特定の個人を意味した

ものじゃなくて、例えば、ある仕事をやっていたら、多分このくらいはその人に期待されるだろう、あるいはこのくらいのことはできないといけないだろうと、そういうレベルのものを期待されますよという——かなりの法律にこの規定はございます、特定の人。

ただ、誰もと今度はおっしゃいましたから、29条、30条をごらんになると懲役という言葉が出てきましたね。これは当然自然人を指しますから、だから、誰かがそれをやったらということだと思います。その場合は、例えばですよ、本件は関係ないと思うんですけども、誰かが意図的にわざと数字を変えたりとか、改ざんをしたりとかという人がいれば、それは当然おっしゃった条文に該当します。ただ、善管注意義務からすぐそっちの29条なり30条に行くというのは、途中の幾つかの段階が抜けているんじゃないかと思います。だから、今度のことでは、そういうことを違反して不正な手段で何かわざと書き損じたふりをしたとか、そういうことがあったりしたらだめですよというのが罰則ではないかと、私はそう思っていますけど。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

29条は確かに偽りとあります。11条は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件で補助事業を行わなければならないということで、ただ単に偽りとか書きかえたとかじゃなくて、これは当たり前付した条件で仕事をしなさいねとなっているわけですね。

管理者というのは不特定多数のような今のお話ですけど、管理者というのは単体じゃないんですか。（発言する者あり）違うですか。そこら辺は認識の違いがあると思いますけど、私から見れば管理者というのが、例えば、鹿島市でいうたら一番トップは市長ですよ。管理者というたら、1人責任者がいて、そういう事業を行うのが管理者だと思いますけど、これは認識の違いでありますので。

次は、19条の1項に加算金及び延滞金があります。これには、補助金等の返還を命ぜられたときは、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を国に納付しなければならないと規定されています。年10.95%の割合で計算して、単純に先ほどの60,000千円に掛けてみますと6,096,741円になります。

それで質問ですけど、元気臨時交付金の受領の日、がんばる地域交付金の受領の日を答弁してください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

両交付金の受領日につきましては、元気臨時交付金が平成25年12月25日、がんばる地域交付金、これが平成27年1月20日でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

平成25年ですと受領してから6年、平成27年ですと4年、それを単純に計算したらどれくらいになりますか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

交付金相当額の約5割程度ではなかろうかというふうに考えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

済みません。数字でいいですか、交付金。数字でお願いします。

○議長（角田一美君）

暫時休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（角田一美君）

再開します。

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

約30,000千円から40,000千円ぐらいとなります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

そしたら、55,670千円に30,000千円から40,000千円というたら、80,000千円から90,000千円を国にお返しするということになるんですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

加算金及び延滞金につきましては、返還命令、または明確な意思を持ってほかの用途、例えば、不正な使用を図る目的で使用した場合等に適用されるものだというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは29条の話であって、30条は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件で補助金を——ここは不正な内容とか偽りとか書いていないですよ。30条は適用されるんじゃないですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

済みません、1点確認をさせていただきます。加算金、延滞金の適用の該当する部分についてということによろしいでしょうか。

第19条につきまして、加算金及び延滞金の規定がございます。この規定につきましては、先ほども申し上げました補助金等の返還を命ぜられたとき等につきましては、受領の日から起算いたしまして、納付の日までの日数に応じ科せられるということで、この前提条件といたしまして、返還を命ぜられたときというふうになってございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは返還を命ぜられないときもあるということですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

返還を命ぜられないときもあるということです。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

返還を命ぜられないときはどういう場合ですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

本件につきましては、所管省庁であります総務省の決定というふうになります。そういう中で、返還を命ぜられないときもあるということです。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

そしたら、総務省が不当でなかったと判断するわけですよ。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

所管省庁の判断というふうになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

建設地方債は、物を建てなさいと、建設ですからね。できたものに交付金が当たること自体がまずあり得ないことですよね。それを行政のプロであるあなたたちがわからないことが今でもわかりませんが、この交付金、要するに、返還命令があったら返すということですね。

その交付金申請の責任者は善良な管理者ということですが、全体で見たら市長が責任者であられると思います。この責任を市長はどう考えておられるか、聞きたいと思います。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

適化法上は特にそういうことをきちっと書いて、罰則までつくっている部分とそうじゃない部分とございます。私どものほうはどういうふうに、例えば、善管注意義務なんか理解をやっていったかということなんですけれども、さっきちょっと言いましたけれども、老朽化し

たものを建て直そうと、多額の金が要るよ、しかし、あそこでやるしかもう手がないやろうと、結論から言えばそういうこと。

覚悟しておったのが、おおむね市としては全体として13億円程度、額はそのときの積算によりますけど、大体13億円程度の覚悟をしておった。1億円ぐらいは文科省からくんさっだろうと。残りは自前でやらんばいかんねと思って、いろいろ作業は既にしておりました。そこへ、このがんばる地域交付金等がいただけるようになったから、これはいい話だといって220,000千円を要綱に基づいて申請しました。どの時点でも大丈夫で、申請したとおりの金が来たんですよ。それは御承知ですね。ところが、5年たって会計検査院がいろいろ精査をしてみた。どうも対象にならん経費が一部入っていましたよ。だから、220,000千円のうち50,000千円返さないという話になったわけです。

責任というのは私はどう考えるかという、そこで損害を与えたとか、何か怪しげなことがあったというときは責任を負わんといかんと。この事業はずっと積み上げてきた事業なんですよ、担当者が頑張って頑張ってアイデアを出して。もしこれが、例えば加算金をつけて返せというようなことになったら、適化法が予定しているような不正な手段、あるいはその申請をしたということは全くありませんのでですね。もともとリースにしようねと、この補助金をもらおうねと考えた人の気持ちを察してみたら、そんなばかなということになると思います。じゃ、責任はどうする。まさに善管注意義務はみんなしっかり対応してやっていたと思うんですよ。だから、仮に市長に最終的に何かあるとすれば、例えばですよ、今から総務省がいろいろおっしゃるでしょうけれども、これに何かの不正があったり、間違いがあったりして、加算金をつけて返せという話になったら、それは問題だと思えますね。その部分は誰かが責任をとるということになるかもしれない。しかし私は、こういうアイデアを出して、結局、全体を見たら、50,000千円のところだけライトを当てたら大変だとなります。大変な金ですよ。しかし、片方で160,000千円もらっているんですよ。私は担当した職員、アイデアを出した職員に、いい対応をした、よく頑張ったと言ってやってもいいと思います。そこで責任ということになったら、その人が第一責任者になってしまうんです。今の議論をずっと積み上げていけば、善管注意義務はそこから始まりますから。

ですから、最終的な責任をどうするかというのは、まだ議論を待たないといけないと思いますが、僕の願いは、50,000千円のところだけじゃなくて、トータルとして鹿島市が最初市の金をたしか11億円ぐらい使うと覚悟していたのが、7億円で済んだんですよ、7億円ぐらいの金で。せめてそこだけは担当職員のアイデアと努力と、この申請に間に合わせたということを見てやっていただきたいと思います。私が言う虫眼鏡というのはそういうことなんですけどね。それはお願いしておきます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

私いつも担当の方とお話ししますが、あなたたちは全然悪いことはしていないと、全然。市長がポケットとかなんとか言っておられますが、全然悪いことはしていない、一生懸命仕事しよんさっです。それはわかっています。しかし、やっぱり結果責任というところがあつです。どうしてもやっぱり50,000千円、それにもし加算金でも——加算金は恐らくつくんじゃないでしょうか。偽りとかなんとかじゃなくてもですね。事業そのものは、この交付金に当たるものに交付金を充てたということですから、解釈の違いとかなんとかいろいろあるでしょうけど、結果責任というところがあると思います。それに50,000千円に30,000千円、40,000千円というたら、90,000千円、80,000千円ぐらい市民の皆さんからお金を出してもらわんばいかんごとなるわけですね。やっぱり結果責任は結果責任としてとるべきで、仕事を一生懸命していらっしゃるのはわかります。いつも見えていますので、それはわかります。聞きよって本当にかわいそうだなと思いますけれども、やっぱりこれは仕方なかです。公務員ですから、結果責任は責任として、法律違反によって払わなくてよかったお金を払うようなことになれば、これは市長としても納得できるように市民の皆さんに説明もせんばいかんやろうし、また、市長も責任をとるような覚悟を持っていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（角田一美君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時55分から再開します。

午後1時44分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

皆さんこんにちは。15番議員の松田義太でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回、私は鹿島市の地域課題と対策について、以下の2点について質問をいたします。

1点目は、鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。2点目に鹿島市消防団の今後の方向性について質問をいたします。御答弁よろしく願いいたします。

それではまず、鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問をいたします。

現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、2015年平成27年から2019年令和元年度まで5カ年の計画であります。本年度が最終年度、総仕上げの年であり、この5カ年の成果、評価、検証が問われます。また、その後も、国のまち・ひと・しごと創生基本方針2019によれば、

引き続き国及び地方公共団体において次期総合戦略の策定が予定をされております。鹿島市のこれまでの取り組みの具体的成果、評価、検証はどのように行われているのでしょうか。

2点目に、人口ビジョンは人口の現状分析と中長期の将来展望を示す重要な役割があります。平成27年度に策定した鹿島市人口ビジョンと比較した現状の人口、出生数についてどのように分析をなされているのか、お伺いをいたします。

次に、鹿島市消防団の今後の方向性について。

近年、全国各地で豪雨災害が発生し、防災や危機管理に対する市民の意識は一層高まっております。災害時においては、行政のみではなく、地域、市民との連携、その市が有する全ての機能を十分に発揮し対応していかなければなりません。特に、災害時において地域防災のかなめとして消防団が担う役割は大きく、人命救助はもとより、復興・復旧に欠かせない存在であります。

市内の消防団員の現状を見ますと、規則定数782名に対し団員数は764名、団員の年齢構成は10年前に比べ20代、30代が減少傾向にある一方、40代以上の割合が増加しており、団員の高齢化が進んでいる状況であります。また、団員のサラリーマン比率が年々高くなり、平日昼間の消防団員の参集が難しくなるなど消防団を取り巻く環境は厳しくなっております。

そこで、消防団員の確保について市はどのような取り組みをなされているのか、お伺いをいたします。

以上で1回目の総括的な質問を終わります。

なお、その他の項目については一問一答の中でお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、全国的な人口減少、少子・高齢化が進展する状況の中で、将来的に市場の規模縮小、人材不足、景気の低迷など地域経済の停滞を招き、このことがさらなる人口減少を招くという負の連鎖に陥らないよう、鹿島ならではの特色を生かしたまちづくりをするために平成27年に策定したものです。「しごとづくり」・「ひとづくり」・「まちづくり」の好循環が実現することにより、国や県の施策とあわせて人口減少に歯どめがかかっていくものと考え、5カ年の目標や施策の展開方法、具体的な施策を示す計画となっています。

第1期の検証とのことですが、総合戦略の検証については計画策定時からPDCAサイクルによる客観的な検証を行うことといたしております。中では、Planとして意見交換や意識調査などにより市民の意見を把握、課題分析し、施策につなげ、数値目標等を設定し、

効果的な戦略を策定いたしました。D oとして戦略に基づく施策の実施。C h e c kとして数値目標の達成度を通じ、成果を客観的に検証する。毎年度開催する鹿島市まち・ひと・しごと創生会議で検証し、検証結果を踏まえ、必要に応じて総合戦略の改定を行うこととする。A c t i o nとして検証結果を踏まえ、施策を見直し、必要に応じて総合戦略を改定するとして、このようなP D C Aサイクルにより、毎年度のまち・ひと・しごと創生会議においてK P Iの事業目標の報告をし、改定を加えながら事業を実施してきたところであります。

K P Iの達成状況ですが、平成30年度末の政策目標ごとの基本戦略のうち、数値目標で示されるものの達成状況といたしまして、政策目標1は25事業のうち13事業、52%、政策目標2としまして22事業のうち13事業、59.09%の達成、政策目標3のうち17事業のうち9事業、52.94%、政策目標4、28事業のうち12事業、42.86%。全体で見ますと、92事業のうち47事業が数値目標を達成しており、51.09%となっております。全体的に見れば、毎年度の目標を達成していないものもございますが、目標の最終年度は令和元年度となっており、事業については政策目標を達成するよう事業を実施しているところであります。

続きまして、人口ビジョンと現状の人口との差の分析ということでのお尋ねかと思えます。

鹿島市の人口ビジョンにおいては5年ごとの推計がなされており、中間年度との比較はできませんが、平成27年の国勢調査を基準とした人口推計を見ると、令和元年、ことし10月の推計人口が2万8,206人となっております。鹿島市の人口ビジョンによる推計値が令和2年では2万8,021人と推計をしており、大きく乖離はしていない状況ではないかと捉えているところであります。ただし、やや減少見込みではないかというふうに捉えているところでございます。

出生数の推計値は、自然増減の推計値をもとに算出しており、5歳刻みのコーホート法という手法で推計を行っております。平成22年の国勢調査人口を基礎として、以降の自然増減及び社会増減を見込み、人口の推計を行っているところであります。

国勢調査からの推計人口、平成22年度を基礎として人口ビジョン推計が2万9,252人、平成27年度の国勢調査人口が2万9,684人とやや増の結果となっております。

出生者数でございますが、これも5年ごとということで見ますと、推計値、平成23年から平成27年までの出生者数は、推計値で1,227人と見込んでおりました。実数で申し上げますと、5年間の合計で1,341人と114人の増となっております。平成28年から平成30年まで合計で715人、人口ビジョンの推計値で申し上げますと、平均でございますが3年間では695人、これも実数が20人多いような状況となっております。

人口ビジョンで出生数そのものは記載をいたしておりませんが、自然増減の推移の基礎数値による推計値と、人口ビジョンによる人口推計は実数と大きく乖離はしておりませんが、その結果を見てみれば、出生、死亡の自然増減では死亡数が大きく上回り、また社会減が大きく影響しており、人口減への影響が大きいものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課のほうからは、消防団の団員確保についての取り組みはというところについてお答えしたいと思います。

鹿島市の消防団は、地域防災のかなめとして大きな役割を担っていただいております、鹿島市としては、なくてはならない存在ということで位置づけております。

団員数につきましては、御提出をいたしました資料のとおり、条例定数が782人に対しまして、近年は欠員が目につくようになってきておるところでございますが、少子・高齢化という状況の中でも各地域ではさまざまな方法で団員確保のための取り組みをしていただいております。例えば、区域を管轄する部長さん、班長さんが個別の訪問をしていただいている。そして、退団する団員の方が、御自分で新入団員、自分の後に来る団員さんを見つけていただいている。そして、地元の区長さんや班長さんと協力して勧誘をしていただいているというケースがあります。

このような取り組みより、各地域では団員確保に御協力をいただいております一方で、新しくお誘いをする方には、仕事が多忙でお断わりを入れられるとか、そもそも消防団の活動に興味や理解がなかったりとか、勧誘される方々は大変苦勞していただいていることをお聞きしております。その中には、本人さんに会う前に御家族から入団を断られるケースも最近はあるようですので、年々、団員の確保は厳しくなっている現状でございます。

このために、現在、鹿島市といたしましても、消防団と連携して課題整理や解決に向けた取り組みを行っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

それでは、一問一答で質問をしていきたいと思っております。

まず、まち・ひと・しごと創生ですけれども、これについては答弁がありました。年に1度、鹿島市のまち・ひと・しごと創生会議を開催し、毎年の達成状況を含めて説明されているということで答弁があったと思っております。この会議の答弁資料等をこれまで議会等に説明があったのか、少なくとも私は見たことはありませんが、その状況はどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

会議の議事等を議会のほうに御説明をしたという記録はないかと思えます。

ただ、例年の決算等の中での説明資料といたしましては、まち・ひと・しごと創生に関する事業でこういった事業を実施しましたというような御説明をしているところがございます。以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

確かに、毎年、決算の中で主要成果説明書を含めて説明があつたりします。また、総合計画についてもありますけれども、実際、5カ年の計画ということで進められている事業でありますので、やはり単年度単年度で議会のほうに説明をしていただきたいというのを今後お願いしたいと思えます。

それは、これは一番最初に皆さん方がつくられた鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略ですけれども、この中の2ページに人口問題の背景ということで、「「静かなる危機」日本は「人口減少時代」に突入しているが、日々の生活では実感しづらい」と。この一番最後に人口の現状と将来の姿については正確な情報を国民へ提供していくということで、これは国の方針ですけれども、書かれております。

特に、鹿島市において、先ほど人口の説明がありましたけれども、令和元年度10月1日現在、鹿島市の推計人口ですが、2万8,206人と。最初に、この計画が策定をされるときは、鹿島の人口が3万人を切るかどうかというところであつたと思えます。それが、あつという間に2万8,000人を切るんじゃないかという数字になっている。

ですから、5カ年の中で一年一年、やはりこういう数値的なものは共有をしていかないと対策がやはりきちっとできていかないと思ふんですよね。

ですから、ぜひ今後、来年度以降、5カ年計画があれば、随時こういう数値的なものを含めて議会のほうに説明をしていただきたいと思えますが、いかがですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

5カ年計画ということで数値的には推計をいたしておりますので、そういったところで御報告の方法については検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

それでは、それぞれの部のほうに質問をさせていただきたいと思います。

これも今回、一般質問の数値データ、ありがとうございました。これを基本に質問をさせていただきたいと思います。

平成30年度の出生数は218人、これは鹿島市にとっては、これまでの中で過去最少であった数字であります。この状況を担当課としてどのように分析をされておられるのか。過去を見ますと、平成元年の出生数は396人、この前後を見れば400人程度で子供が生まれてきていた時代であります。第2次ベビーブーム、昭和48年前後、昭和48年572人、この時代は550人から600人の間で子供が生まれていた。そのときと比べれば、今の218人というのは約3分の1。平成元年とすれば2分の1になってきていると。これが非常に鹿島市の将来にとって一番の問題だと思いますが、この状況について市民部としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

最近の出生数の減少について、どういう分析をしているかということですが、私自身も市民部におりますので、出生数については、ずっと年ごとに変化しているなどというのは実感しております。

ただし、1年ずつ見てみますと、例えば、ここ平成25年には296人だったのが平成26年には248人、その後、263人、252人、245人、218人と本当に減っているように見えますが、やっぱり若干、二、三十人ずつ前後しているのは間違いないんです。

ここを見ておまして、平成元年が396人、その前の年も395人だったのが、平成2年と平成3年は415人、401人と若干ふえています。これは、恐らく改元ということでの影響があるのかなということで、昨年218人というのは本当に厳しいものがありますが、ことしも若干伸びてはいませんが、ひょっとしたら、また前後上昇したりというのはあるのかなということで、出生数については本当に全く読めないところです。

ただし、昨年の県の福祉課関係の会議の資料におきましては、特殊出生率の平成25年から平成28年の平均については、鹿島市は1.82、県が1.62というふうには0.2ポイント以上高く、県内では20市町で上位4番目だったということもあります。

だから、この1年で見るのではなく、合計特殊出生率などを見ても、よそよりは出生数は多いんですが、全体的な人口が減っているんで、率的に低くはなると思います。

あと、県内の状況を見ましても、どこの市町もおなじように減少傾向であるというのは間違いないと思っております。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

単年で平成30年度が一番最少であったということは申し上げましたけれども、実際、ここ5カ年を見ても、かなり以前とすると落ち込んでいるというのは事実ですよね。

そういう中で、今後どのような対策を講じていかれるのか。特に子育て支援であったり、やるような事業はこれまでも鹿島市としては取り組んでこられましたけれども、1つは子育てをしやすい環境づくりというのが求められるのかもしれませんが、そういうところを担当部として次の5カ年の計画が始まってきますので、どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

まず、今後の少子化に関しての対策ということでは、やはり具体的には誰もが安心して子育てができる環境整備が一番だと思っております。

それで、今後、新しいというか、今までとは違った視点での取り組みを幾つか用意しておりますが、まず、不妊治療の拡充を計画しております。

これにつきましては、やはり子供を産み育てたいという方には、ぜひ子供さんを産んでいただいて、少子化に貢献していただければと思っております。

それから、ことしから始めました子育て総合相談センターですけれども、まだ始めたばかりですが、特に産前産後のサポートをしておりまして、その中でも産後ケア事業に取り組んでおります。これは、最近よく聞く産後鬱の予防のために、最近は核家族化しておりまして、産後の世話をする方がいない母子というのがあります。そういう世話をする方がいない母子の訪問をしたり、母子手帳アプリも母子手帳交付の際には必ずお勧めしていますが、登録することで月齢に応じた子育ての情報発信を、今何カ月だから今度離乳食を始めましょうとか、いろんな情報を発信するようになっておりますので、今若い方はスマホをお持ちなので、ぜひアプリを登録していただきたいと思っております。

それから、母子保健事業につきましては、各種健康診断や相談も行っておりますが、その中でも歯科健診につきましては、今まで1歳半と3歳半の間には歯科健診がございませんでしたが、今後、2歳半、3歳などの歯科健診を通して発達面の確認もしたいなということで一応計画を要求しております。

それと、若年層の妊産婦がかなりこのごろふえてきてまして、そちらのほうの育児の不安を解消するための助産師の訪問も計画をしております。

それと、子育て支援センターにおきましては、皆さんも御存じのとおり、5年間で8万人の利用ということで、この子育て支援センターを利用することで子育て中の保護者、たまにはおばあちゃんも相談に来られて、育児の不安を解消して子育てしやすい環境になっている

かと思っております。

そこでまた、子育て支援センターの中のかちゃん登校日、以前にも申し上げましたが、これにつきましては本市独自の事業でございまして、西部中と東部中の3年生全員に家庭科の授業で毎年1時間ずつ取り組んでおりますけれども、これは適齢期前に将来の結婚や家庭を築く意義とか子育ての楽しさを学んでもらって、あと、また親への感謝の心も芽生えるということで、当初、平成27年に西部中の3年生に10月に始めたときに、一部の声では受験期の前の大事な時期にこんなことをするのかみたいなことがあったんですが、逆に生徒の顔つきが変わったり、意欲的な学校生活を送って、学校側にとってはとても好評だったということで毎年続けてほしいということでした。それで、平成28年翌年から東部中でも開始しております。この5年間で、ことしが5年目でしたが、久しぶりに、ことし、私も先日視察したんですが、最初、子供たちは緊張気味ですけれども、子供と遊ぶうちに顔が満面の笑みになって、終了するころには子供から離れ切れずに名残惜しい様子がうかがえておりました。

あと、このほかに市民部ではございませんが、企画財政課の定住促進の取り組み、啓発もありますし、子育て世帯向けの中村住宅の建設もございました。

もう一つ、保護者負担金の主なものということで、国の政策ですけれども、ことし10月から3歳以上の保育料の無償化、また、このほかに多子世帯への支援もしております、保育料の2人目が半額、3人目が無料というのは御存じだと思いますけれども、児童手当に対しても第3子以降は5千円の加算ということで、これも国の制度ではございますが、こういったことで、市としましては民生費の中でも特に子育て支援のほうにも力を入れております。これで、少子化対策の施策として今後も継続していきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

非常に多くの施策を答弁していただいたので、また、今後、個別に質問をさせていただければと思います。

もう一点が、出生数の問題もありますが、社会動態も含めて、ここ5年間の人口の減が平成25年までは200人台が続いておりましたが、平成26年から、平成26年が325人、平成27年が305人、平成28年が318人、平成29年が388人、平成30年に初めて400人台に乗りまして466人と人口減が非常に大きくなっていると思います。この辺の状況を担当課、特に企画財政課としてはどのように捉えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

平成30年度は、かなり自然動態、社会動態でマイナスが大きかったということでございます。この分析ということでございますけれども、現在、何かがあってこの数字になっているということをつかんでいるわけではございませんけれども、先ほど来あっておりますけれども、少子・高齢化に伴う人口の減と全国的に見られる未婚化、晩婚化の影響が自然減の大きな要因ではないだろうかというふうに推測をいたしております。

社会動態の要因でございますけれども、これは以前から言われておりますけれども、年齢的に見れば、やっぱり大学等の進学や就職期に伴う、そういった年代の転出がかなり影響しているのではないかとこのように見ているところでございます。

我々としても、この平成30年がかなり大きなマイナスでしたので、先ほど市民部長からもあったように、1年間だけを見てということではなくて、今後も人口の推移については見ていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

それでは、社会動態のほうに絞った形で質問をさせていただければと思います。

非常に転出がふえているというのがありますが、近年、鹿島市のほうでは市長の演告にもありましたが、やはり市内の高校生、また小・中学生、高校生に関しては鹿島市の企業説明会を開催された、また市内の小・中学生に関しては保護者を含めて鹿島仕事めぐりツアーということで、今、一人でも鹿島のことをできるだけわかっただけという形での取り組み、また就職をしてもらう取り組みというのがされていると思います。

特に、国の第2期の地方創生の中でも、高等学校の機能強化等ということでもあります。出身市町村へ親しみを持つ者、高校時代までの間に地元企業を知っていた者は、将来的に出身市町村へのUターンを希望する割合が高い傾向にある。みずからの地域を知ることが将来的なUターン、そして地域の将来を支える人材確保にある可能性がある。小学校、中学校、高等学校では関係する各教科ごとに地域に関する内容を実施されているほか、総合的な学習の時間においても地域のことを学ぶ時間を、ふるさと教育として今後進めてまいりたいということが掲載をされております。

納塚理事が市役所に来られて、このことに非常に取り組んでこられていると思いますが、高校生、また保護者を含めて、今のこういう高校の企業説明会、また学校への説明会を通して、今、持たれている感想等をお聞かせいただければと思います。

○議長（角田一美君）

納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

今御質問があったこと、高校生の企業説明会、それと、ふるさと教育というような観点について、この2点についてお答えしたいと思います。

これまで近隣の高校、市内中高2,000名を超える生徒に私、一応講演を行ってきまして、その中でわかったことが2点ございます。

1点目が、地元、もしくは県内に就職をしたいと、その希望が60%を超えている。それと地元を誇りを持っているか、これについては70%を超えている。このような結果を受けまして、本年2月に第1回の鹿島市企業説明会を開催したところでございます。

参加した子供たちからは、幾つもあるんですが、抜粋して申し上げますと、福祉関係の説明をしっかりと聞くことができた、そういった声も聞かれていますし、県外を希望していたけれども県内就職も視野に入りたい、あるいは、製造業の中にも女性が働いていて驚いたと。しかしながら、働く女性の環境も整っており大変よかった、こういった声も聞かれています。

同じく来年2月も第2回の鹿島市企業説明会を行う予定でございまして、おかげさまで参加企業も4社ほどふえまして、今のところ25社、昨年21社から25社ということでございます。学校側も大変喜んでいただいております、非常に協力的でございます。

さらに、学校側から言わせれば、離職が一番困るということで、そういう背景もございましたし、企業側からも、ぜひ保護者も入れていただきたいと。どうしても子供の就職となれば保護者のほうがグリップを握っているという観点もあってですね。ことしにつきましては保護者にも参加を呼びかけているところでございますので、昨年の170名を超える参加を期待しているところでございます。

やはり永久といいますか、大げさですけども、これはずっと継続していかないと、継続して初めて効果が出ると、私はこのように思っております。

もう一点、ふるさと教育のことに議員が触れられましたので申し上げますと、同じような取り組みとして、今年度から3カ年計画で鹿島高校1年生を対象にした、地域とつながる高校魅力づくりプロジェクトを開催しております。初年度といたしまして、10月25日、それと11月1日の2週にわたりまして、鹿島市の若手職員7名が鹿島市から見た、7項目でございます、1点目が地域経済、2点目が国際関連、3点目が医療福祉、4点目が環境・生活、5点目が社会・文化、6点目が科学・技術、7番目が食、以上7項目について、7名の職員が講義を行いました。

生徒からも、ラムサール条約、文化遺産、伝統芸能など未来へつないでいく必要性を学びましたと。あるいは、鹿島高校の歴史、鹿島城の話に興味を湧き、ここで学んでいることに非常に誇りを感じたと。こういったことも感想として、これは一部の抜粋なんですけれども、非常に学校や生徒からも好評をいただいております。

したがって、やはり企業説明会とか、今申し上げた高校魅力プロジェクト、こういっ

たことも生徒からも学校側からもどんどん継続していったほしいという要望をなされておりますので、このような行動を長く継続して初めて、やはり人口はそう簡単にふえるものじゃございませんし、統計を見ましても100年単位です。裏を返せば、出生率が上がっていくのも100年かかるということですね。だから、こういった地道なことをやっていくしかないのかなと思っておりまして、鹿島市としても継続して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

鹿島市でも高校2年生の企業説明会を実施されましたが、多分、先月だったと思いますけれども、佐賀県も県内の高校2年生を対象に就職説明会をされたと思います。特に、山口知事もできるだけ高校生、若い人に佐賀県内に残ってもらいたいということで、同じように実施されております。

その中で、1つ、これは提案ですけれども、高校生ではなくて大学生に絞るような形でお話をさせていただければと思いますが、ちょうど10月に自分の母校の同窓会が東京でありまして参加をしました。学生の皆さんに非常に声をかけておられたので、高校の出身者が20名強来られていました。就職はどがんすつとねと、佐賀に帰ってこんねという話をされたら、五、六人声をかけましたけれども、半分は佐賀に帰ってきたいけれども、どがん企業があるか、なかなかまだ調べとらんとですよと、1年、2年だったので。ただ、前と違って、東京でという方もおるのはおったんですが、佐賀に帰ってきたいという方がおったというのはよかったです。

それと、多分、市長は出席をされたかもしれませんが、佐賀さいこう！応援団ということで東京のほうで開催をされました。そちらのほうには500名近くの佐賀県出身の方々が、学生を含めて集まれたということで、地元に関して興味を持たれている方々が昔と比べれば非常に多くなっているんじゃないかなと思っています。

そういう意味で、大学、また、就職で都会に出たけれども、こちらに帰ってきたいと。そういう情報を提供する場として、以前も議会でありましたが、東京の有楽町の近くにふるさと回帰支援センターということで、新聞、テレビ等でもありましたが、そういうところを活用して市内企業の企業説明会を実施するとか、そういう説明会を実施すれば、佐賀県も協力をして、それ相応の応援というのはしていただけるとお聞きをしていますので、佐賀県、鹿島市と協力をして、そういう関東方面でも企業説明会、特に大学生、また、今就職をされている方々にやることも、今後の人口問題に対して対応できる一つの方策かなと思いますが、担当としてどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（角田一美君）

納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

願ってもないお言葉でございまして、まさしく、今おっしゃったのは、ここで関係人口というお話をちょっと差し上げておきます。

交流人口と定住人口というのは皆さん御存じかと思います。この交流人口というのは、全く知らなかったところに観光で来て初めて知ったとか、SNSでいいところだなということで行くとか、そういった類いの観光を中心とした、ほとんどかかわりのない方々が来るというのを一般的に交流人口と言います。

関係人口という言葉が今出てきていまして、むしろ国としてもこの関係人口に非常に力を入れると。それはなぜかといいますと、交流人口に力を入れてきた5年でしたが、なかなかそれが移住・定住につながってきていないということでございます。これではなかなか地方の人口もふえていかないなど。いわゆる東京一極集中の解消にもつながらないなどということでございまして、関係人口に力を入れると。

じゃ、この関係人口とはどういうことかといいますと、まさしく私みたいな人間です。鹿島に3年勤務したとかですね。あるいは、先ほどおっしゃったように、東京の高校生に1年間移住してもらおうと。そして、鹿島の高校に通ってもらおうと。そういったところに政府も力を入れよう。これは大学でも一緒でございます。そういったところに、この第2次総合戦略で国が定めているのも、メニューも非常にたくさんそろえています。

だから、関係人口というのを、やはりそういう何かをきっかけに、何かのかかわりがあるものを、やはり育てないと、なかなかそこは移住・定住とかいうのに結びつかないということで、そういったきっかけづくりには今後5年の第2期の総合戦略には手当てをしていこうということでございます。

そういう趣旨からするならば、山口知事が取り組んでいかれる、関係人口という言葉が出る前でしたけれども、あのような取り組みが一番すばらしい取り組みだということでございます。

先ほどおっしゃったふるさと回帰支援センターを活用して、企業の説明会を市内のみならず都会でもやったらどうかということ。それは今後、十分検討をしていきたいと思っておりますし、鹿島出身の方がいろんなところで活躍してあると思っております。私は余り存じませんが、やはり今おっしゃったように、鹿島高校の同窓会とかいうのが東京とかいろんなところであっていると思っております。そういうところを活用してやるということもありますし、鹿島出身のOB、OGの方の力を得て、そういう場を設けてもらうとか、あるいはPRをしてもらうとか、あるいはふるさと納税も寄附していただきよというのをやるか、やり方はいろいろあるかと思っておりますので、今おっしゃったことを今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

ぜひこのような取り組みをしていただいて、一人でも多くの方がもう一度鹿島に帰ってきてもらって働いてもらうとか、やっていくような施策を地道にやっていくしかないと思います。一気に人口がふえるわけではないので、しかし、その縁がある人たちを呼ぶ、また、そういう説明会等をやるということであれば、1人でも2人でもこちらに帰ってくる可能性というのは高くなると思いますので、そういう意味でのツールの確保にぜひ尽力いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、若い世代が働ける場の確保として産業部のほうにお伺いをしたいと思います。

これは、先月の新聞報道等もあっておりましたが、残念なことではありますけれども、株式会社サガテックさんの閉鎖ということで新聞、テレビ等で報道がありました。鹿島に來られて30年強こちらのほうでやられたと思うんですが、こちらの状況というのはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

鹿島にとっては大きなショックを受けるニュースが10月末に報道をされたところです。

その内容といいますのが、今、議員からありましたように、日立金属株式会社が磁石を生産する複数の拠点を閉鎖するというニュースでした。その中の日立金属の子会社であります鹿島市の株式会社サガテックも解散をするというニュースであります。

株式会社サガテックは日立金属株式会社の100%子会社で、業種は家電とか車などのモーターに使われているレアアース磁石やフェライト磁石の研磨、切断、表面処理などの加工をする工場、大村方の工場団地において操業されているところです。社員数が110名いらっしゃって、鹿島の本社工場に40名、大町工場に70名が在籍されているということで、これまでの経過は、先ほど議員おっしゃいましたように、昭和62年に操業を開始され、平成3年にサガテックとして設立され、鹿島のほうで頑張ってきていただいております。

報道内容では、10月29日に日立金属が国内の拠点を閉鎖するなどのニュースリリースを発信され、翌日のこちらの佐賀新聞とか西日本新聞などに記事が載ったところでもあります。

今現在の状況ですけれども、確認できている状況については、令和3年3月末日で日立金属株式会社佐賀工場の閉鎖、サガテックも工場を閉鎖し、会社は解散をするという報道であります。

10月29日から30日に従業員のほうには説明をされていて、当面の間は現状規模で生産活動

を継続される予定ということでございます。令和3年3月末日の閉鎖日のみが決定事項で、年内をめどに閉鎖までのスケジュールを検討予定ということでありまして、会社としては従業員からの個別相談に対応し、円滑な再就職に向けて極力、支援をするということでありまして。鹿島市在住の従業員は約40名、平均年齢は40歳代、男女比率は半々と伺っております。そのほかの従業員の方は、佐賀市、大町町、嬉野市など佐賀県内の方が多く、会社としての取引関係は、特殊な業種でありまして、市内企業との取引関係はないということでございます。

11月15日に佐賀労働局、それから、ハローワーク、産業雇用安定センター、佐賀県産業人材課、県企業立地課、それから、鹿島市の商工観光課、鹿島商工会議所、大町町がハローワーク鹿島において一堂に会し、今後の対応に向けた意見交換会を実施したところであります。当面は現状規模で生産活動が継続をされるため、現段階で従業員への再就職のあっせんなどには慎重にならざるを得ないが、定期的に会社側と接触をし、タイミングを逸することのないよう支援を行いたいということを確認いたしております。

鹿島市としましても、関係機関や会社と連携をしながら、従業員の皆さんの再就職などの支援を今後検討してまいりたいと思っております。

現在の状況は以上であります。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

鹿島市在住の方が約40名勤務をされておられるということで答弁があったと思います。また、他市町の方々もいらっしゃると思いますが、鹿島ですべて働いてこられた方々ですので、ぜひともできる範囲のフォローというのはやっていただいて、もし可能ならば、やはり鹿島市内の企業に再就職ができるように、市内企業、また、ハローワーク等も含めて協力をしながら対応に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つですけれども、今回、総合戦略の質問、また、来年度に改定を迎えます第七次総合計画ということで質問項目をつけておりますが、これまでも新たな工場団地の造成について議会等でも議論がございましたが、今の状況についてどのような状況であるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

工場団地についての今の状況についてお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、産業のほうは「しごとを生み出す」という政策目標1と、もう一つは政策目標2の「交流人口の拡大」の部分を役割として担っております。

政策目標1では、市の基幹産業への就業への支援を初め、創業支援や新たな産業の創出、雇用の拡大など基本戦略を12項目掲げ、数値目標を掲げて取り組んでおります。

雇用の安定と就業場所の確保のための企業誘致も、第1期の期間中に川島金属さんでありますとか、Inahoの企業誘致ということで成果として上げることができたところであります。

現在、国は第2期の方向性としては、継続を力にということで引き続き取り組みを充実、強化するというところでありますので、鹿島市としても企業誘致を地元への就業、定住に資する事業として引き続き取り組みたいと考えているところです。

企業誘致に関する現在の状況は、先ほど申し上げましたように、平成30年7月の川島金属佐賀工場の創業開始により谷田工場団地の分譲が完了しているところです。よって、現在、市内に企業誘致の受け皿となる工場の用地がない状況になっております。

そこで、今年度において新規工業団地適地調査を実施中であります。これは平成20年度に実施した適地調査の結果も考慮しながら、事業期間は来年です。令和2年3月までに市内の適地を調査することとしております。

この調査は、法規制、開発可能性、計画平面図、規模、概算事業費等を勘案し、市内における工業団地の適地調査を行い、その結果を受け、市の財政状況、企業の引き合い状況、県内工業団地の状況、それから、新規工業団地の開発地区となる地元の状況などを、さまざまな視点から検討をし、その上で着手の可否を庁内で判断したいと考えております。

今の現状はそういう状況でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

企業誘致等については、また改めて質問をさせていただきたいと思いますが、川島金属さん等も順調に雇用のほうが伸びているということでお聞きをしておりますので、非常に誘致としてはよかったと思っております。

今後の計画として、今選定作業をやられているということでありました。近くですけれども、諫早市のほうに今度、ソニーが進出を決定されて、約1,000億円を投資して工場を立地するというので新聞等にありましたけれども、これは今後、ソニーの1次サプライヤー、2次サプライヤーも近隣に進出をする可能性があるということで関係者の方からは聞いております。

ですから、今、こういう時期でありますけれども、できるだけ情報をとれる分はとる努力をしていただいて、一つの目安にしていいただければと思います。ただ、つくるではなくて、今の状況がどうなのかというのを研究等することも大事だと思いますので、担当課としてよろしくお願いをしたいと思います。

もう一点、駅舎と駅前広場についても、まち・ひと・しごと創生総合戦略にありましたので、質問を考えておりましたが、時間等もありまして、勝屋議員が予定をされておりますので、そちらにお願いをしたいと思います。

それでは、消防団のほうに質問を変えさせていただきたいと思います。

先ほど鹿島市の消防団の団員確保ということで取り組みを答弁されました。

この消防団の規則定数はいつ定められたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

消防団の定数ですけれども、昭和29年、鹿島市として市制施行した年に鹿島市消防団条例が定められております。そのときの条例定数は880人ございました。そして、翌年に七浦村が編入されて、そのときの団員の定数が1,177人となっております。その後、何回かの改正がありまして、昭和42年にこの条例を廃止いたしております。そして、新たに鹿島市消防団設置条例が施行されまして、定数はそのときに970人となっております。その後、昭和46年に定数を780人に削減されて、昭和55年には782人、つまり今の定数となって昭和55年から現在まで至っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

資料提供の中で、たまたま昭和55年の人口が載っておりましたので、このときの鹿島市の人口が3万5,006人。先ほど申し上げましたけれども、令和元年10月1日、2万8,206人。7,000人ぐらい減ってきているという状況であります。これは、その当時と比べれば、特に山間部の人口というのは非常に減ってきている。しかしながら、団員の構成を見ると、能古見・七浦地区には非常に多くの団員の確保が求められている。この辺を考えると、やはりこの団員数の見直しというのは、やっていかなければならない時期に来ているのではないかと思います。

9月議会でも松尾征子議員の質問の中にもありましたが、この問題については早目早目の対応が私は必要だと思いますけれども、現状いかがになっておりますでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この定数の見直しは、地区によって山間部とか非常に厳しい現実は確認しております。

この定数については、面積割という要素が入ってくると思います。当時は面積割が多かったんですけれども、やはり合併等の変遷の中で、現在、人口をもととしてどのようにすべきかというところに重きを置いてくると思います。

団員の確保というのは非常に難しい現状で、特に山間部は非常に厳しいということを消防団との協議の中でも認識しておりまして、ここには大きく2つのポイントを整理させていただいております。1点目としては、就業形態の多様化、あるいは価値観の多様化によるものが要因となってくると思います。そして2点目として、少子・高齢化、人口減少によるものというふうになってくると思います。

1点目の就業形態の多様化、価値観の多様化、これについては困難であっても地道に個別の説明、そして、団員活動の時間、行事等の調整に取り組むことで成果を上げることは可能とは思っておりますが、2点目の少子・高齢化、人口減少によるものについては、消防団の努力だけではなかなか改善できる問題ではないというところはございます。

現在、消防団の幹部の皆さんと消防団定数等について意見交換を行っている最中でありまして、その中で御意見として、先ほどお答えしました少子・高齢化、人口減少の問題が大きい地域、特に能古見、七浦、古枝の3地区から声が上がっております。結果的に定数を減らす方向で検討していただきたいという意見も上がっております。

ただし、この考え方については、昔、昭和30年代、40年代に比べまして、今は道路の整備、そして、消防のポンプ、積載車の導入ですね、総合的な機械等の性能も向上していることから、当時とは比較にならないくらい消防団活動のレベルが上がっていると思います。加えて、防災無線が整備されましたことで、現在は火災や災害時の初動体制、そして、現場への到着も各段に早くなっていると判断しております。

このようなプラスの面と人口減少のマイナス面とを勘案いたしまして、さまざまな意見もあわせながら、まず、鹿島市としては全体的な消防力は低下することがないように、慎重に団員定数改正の素案を作成する必要があると判断しております。

スケジュール的なところをお伝えいたしますと、今年度中に消防団との意見調整を終えて、素案をまず作成いたしたいと思います。そして、来年度いよいよ地元に入りながら、消防の方々から御意見があつており、区長さんが中心になっていると思いますが、そして、消防団の関係者の方々と一緒になって説明と意見交換を行いまして、なるべく早くというところではございますが、再来年度の令和3年度ぐらいから新しい団員の定数でスタートできるように、消防団と一緒に市としても取り組んでいきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

以前と比べると、社会環境が非常に変わってきております。そういう中で、消防団の方々を取り巻く環境も厳しくなっている、活動の幅も広がってきていると思います。特に、近年の災害を見ると、やはり消防団の方々が前線に立って頑張っておられますので、この団員の確保、また、団員の環境を市としても十分に考慮して対応していただきたいと思います。

その中で、幾つか取り巻く環境ということでお伺いをしたいと思いますが、間もなくすると、年末を控えて消防団の方々の年末警戒が始まります。今、年末警戒は鹿島市としてはどのような形で実施をされていますでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

現状、鹿島市の消防団では例年12月28日から30日までの3日間、夜8時から翌朝5時まで年末警戒を行っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

近隣市町の消防団の状況を確認してみました。武雄市ですけれども、年末2日間実施、夜8時から24時まで。嬉野市、年末3日間、鹿島市と一緒にすけれども、夜8時から2時まで。太良町も年末3日間、同じですけれども、2時までということになったそうです。これは10年、20年前からではなくて、ここ近年ということでお伺いをしました。

1つは、一番最初に私申し上げましたけれども、団員のサラリーマンの比率が上がってきたと。年末もやはり企業、会社が休みではないと。そういうのを配慮したときに、少なくとも2時ぐらいまでに帰られれば、何とか次の日、会社に行けるとか、それぞれの個別の状況も含めて今やられているそうです。

こういう環境を時代とともに鹿島市も少し変えていくことも必要になってくるのではないかと思います。この辺について担当課としてはどのようにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

私も地元の消防団に約20年入っておりますので、そういう実情は把握をしております。

今の時代とともに、時間帯、あるいは日にち等をどうにかできないかという部分は確かにございますが、この年末警戒につきましては、今年度においては12月6日に開催をしました消防団の本部役員会がございまして、ここで議題として上げられて決定されたものでございます。

今後につきましても、これまでどおり、消防団に関しての行事等は、団長、副団長、分団長、副分団長で組織する消防団の本部役員会で議題として上げて、ただ、今、議員御質問の、特に時間帯ですね、よその市町が遅くとも大体2時までに終わっているというところで、鹿島は5時でございますので、そこら辺の考え方も当然、この本部役員会の方々もほとんどがサラリーマン、会社勤めの方ですので、それは議題として上げて、変える分は変えていくというところで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

昔の話を聞きますと、昔はやっぱり年末はかまどを夜遅くまでたいて、火事の危険性、また、連絡網の普及をこれまでのような形でしていなかったもので、年末は消防小屋にみんなほぼ泊まり込みのような形で、何かあったときに常に対応できるようにしていたということでありましたけれども、社会環境も変わってきている分がありますので、先ほど答弁ありましたが、そういう面は一度、消防団の方を含めて協議をしていただければと思います。

もう一つ、団員確保についてお伺いをしたいと思います。先ほど個別に区域の部長、班長さん、また退団をされる方、もしくは区長さんを通じて団員の確保に努めているということでありましたけれども、今やはりそれだけでは厳しいということもあって、よく市内にある企業さんとか事業者さんにも消防団の説明に伺って、もしそういう方がいれば入団をさせてもらいたいという形での対応をされているところもあります。チラシとかポスターとか、そういうのを使って、消防団の方々が何をされているのか、1年間を通じての団員としての動向について説明をしたりするチラシ等もつくられているとお聞きしておりますが、鹿島市も広報用、また、勧誘用のパンフレットの作成とか、企業等への説明会とか、そういうのをやられてもいいのではないかなと思うんですが、担当課としてどのように考えられるのか。

特に、こういう広報・勧誘用、またソフト事業については、県の消防団員確保対策補助事業というの今創設されていますので、こういう事業を兼ねて担当課としてやられれば、負担等も随分考慮できるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この勧誘活動について、今、議員御質問の中で、県の消防団員確保対策補助事業というものがございますが、鹿島市の消防団は今年度こそ十数名欠員が出ておりますが、これまで団員さんとか地元区長さんの御協力もあり、定数自体はほぼ満たしていると考えられますので、この制度の利用まではまだ至っていないところがございます。ただし、団員の確保が難しくなっているのは事実でございますので、この事業のチラシ、ポスターを含めた、あらゆるソフト事業の関係になってくるとは思いますけれども、費用対効果を含めて、この制度の利用についても今後検討課題としていきたいと思っております。

また、消防団は地域防災のかなめでございますので、地域のさまざまな業種の方々が集まる仲間づくりの場としても、当然、先ほどの会社の方々へのPRも含めて、人脈というのはそれぞれの将来にわたっての財産になると私も実感しておりますので、これらの点もPRのポイントとして、消防団活動とはどういうものかというのを、地元と連携、あるいは消防団との連携をとりながら、今後も継続して団員確保を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

きょうは、鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、鹿島市消防団の今の現状について質問をしてみました。

一番は、やっぱり人口減少というのが、どこの地も一緒ですけれども、非常に各市町村に迫ってきております。実際、鹿島市においても、もうしばらくすると2万8,000人を切り、2万7,000人のときが来るとは思いますので、ぜひ現状を踏まえた形での政策、また、来年度の取り組み等をお願いして質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で15番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は16日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時16分 散会